

令和5年度 第1回あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議

次 第

日時 令和5年6月16日（金）13時

場所 麻生区役所4階 第1会議室

1 開会

事務局長挨拶

事務局説明

委員、事務局自己紹介

2 議事

（1）第6期麻生区地域福祉計画の進捗状況及び令和4年度評価について

（2）第7期麻生区地域福祉計画の策定について

①第7期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進指針（案）について

②第7期麻生区地域福祉計画 全体スケジュールについて

③麻生区の現況（統計データ、川崎市地域福祉実態調査結果）について

④第7期麻生区地域福祉計画 基本理念と基本目標について

⑤第5期麻生区地域福祉活動計画について

（3）その他

・麻生区長寿日本一について

・今年度の会議スケジュールについて

第2回 令和5年7月28日（金）13時から

第3回 令和5年9月27日（水）13時から

第4回 令和6年2月頃を予定

3 閉会

＜配布資料＞

- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱
- ・ 【資料１－１】 第６期麻生区地域福祉計画進捗状況
- ・ 【資料１－２】 第６期各区地域福祉計画における評価に係る考え方について
- ・ 【資料１－３】 第６期麻生区地域福祉計画・令和４年度評価
- ・ 【資料２－１】 第７期地域福祉計画の策定について
- ・ 【資料２－２】 第７期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進指針（案）
- ・ 【資料３】 第７期地域福祉計画策定スケジュール
- ・ 【資料４－１】 第７期麻生区地域福祉計画策定用統計データ
- ・ 【資料４－２】 第６回川崎市地域福祉実態調査結果概要 麻生区版
- ・ 【資料４－３】 第６回川崎市地域福祉実態調査から見える課題等について
- ・ 【資料５】 第７期麻生区地域福祉計画の基本理念・基本目標（案）
- ・ 【資料６】 第５期麻生区地域福祉活動計画について

- ・ 【参考資料】 麻生区長寿日本一に関する報道発表資料等について
- ・ 【参考資料】 保健福祉の相談窓口一覧（令和５年３月発行）

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議委員

令和5年6月現在

(敬称略、順不同)

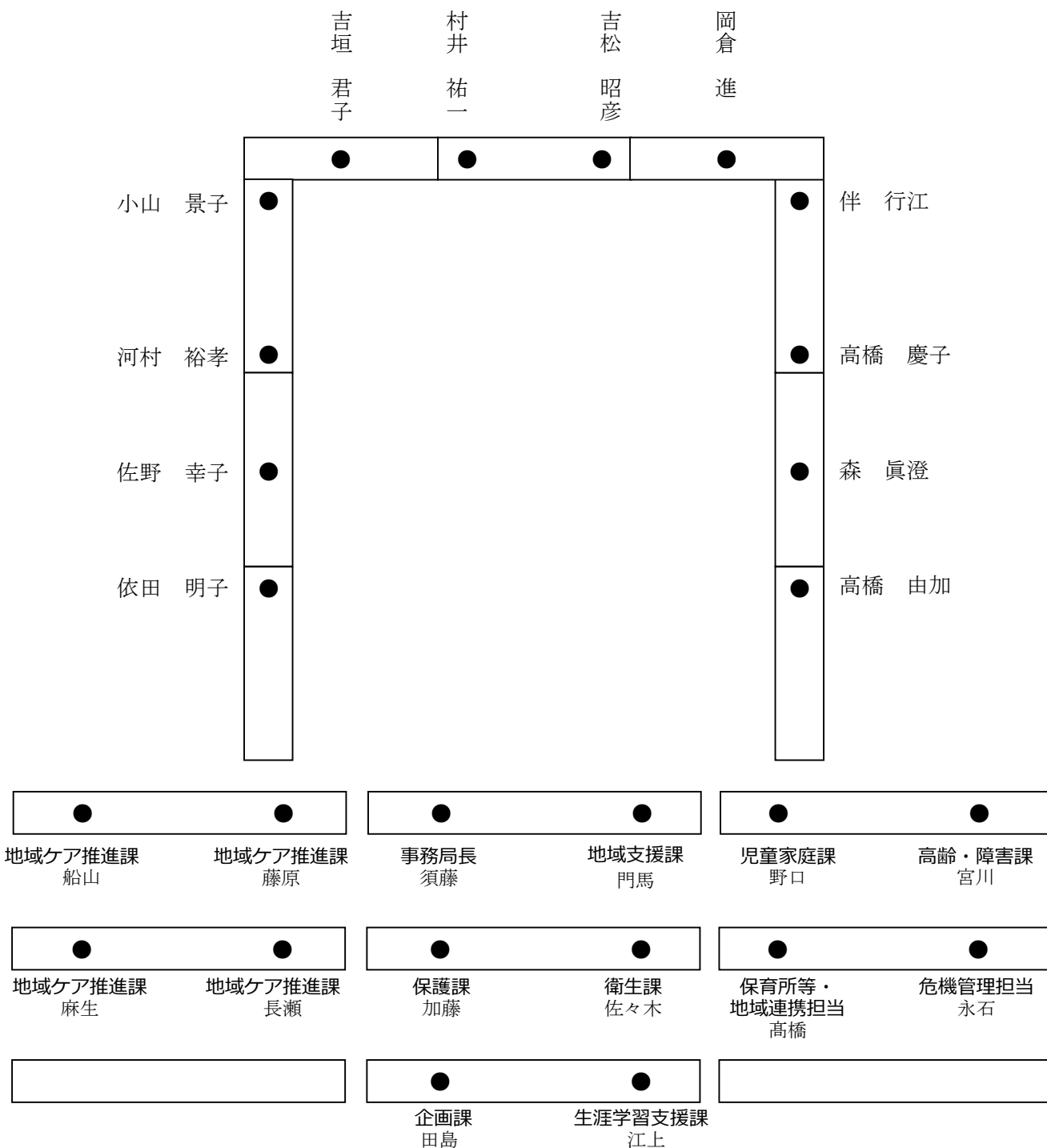
	区 分	団体名など	氏 名	備 考
1	学 識	田園調布学園大学	村井 祐一	
2	区 民	公募区民	岡倉 進	
3	〃	公募区民	伴 行江	
4	〃	公募区民	増田 いづみ	欠席
5	団体推薦	麻生区町会連合会	高橋 慶子	
6	〃	NPO 法人あさお市民活動サポートセンター	岡部 俊幸	欠席
7	〃	麻生区民生委員児童委員協議会	森 眞澄	副委員長
8	〃	川崎市医師会麻生区医師会	吉松 昭彦	委員長
9	〃	子ども関連ネットワーク会議	吉垣 君子	
10	〃	麻生区地域包括支援センター連絡会議	小山 景子	
11	〃	麻生区地域自立支援協議会	河村 裕孝	
12	〃	麻生東地区社会福祉協議会	佐野 幸子	
13	〃	柿生地区社会福祉協議会	依田 明子	
14	関係機関	麻生区社会福祉協議会	高橋 由加	

事務局名簿

	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
1	地域みまもり支援センター所長	須藤 聖一	事務局長
2	地域みまもり支援センター副所長	大塚 吾郎	欠席
3	地域ケア推進課長	藤原 亮子	
4	地域支援課長	門馬 ひとみ	
5	児童家庭課長	野口 聡	
6	高齢・障害課長	宮川 真理子	
7	保護課長	加藤 利明	
8	衛生課長	泉 浩人	代理 佐々木清隆 課長補佐
9	保育所等・地域連携担当課長	高橋 実千代	
10	危機管理担当課長	永石 健	
11	企画課長	田島 歳宜	
12	生涯学習支援課長	齊藤 誠	代理 江上弘史 係長
13	地域ケア推進課 企画調整係長	船山 智志	
14	地域ケア推進課 企画調整係 主任	麻生 淳一	
15	地域ケア推進課 企画調整係 主任	長瀬 旭宏	

令和5年度 第1回あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議
座席表

(敬称略、順不同)



あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱

(設置)

第1条 この要綱は、あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）及び地域包括ケアシステムに係る取組を推進するため、あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、福祉計画及び地域包括ケアシステムの推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉計画の進捗状況に関すること
- (3) 麻生区における地域包括ケアシステムの推進及びネットワーク構築に関すること
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民

2 前項の委員のほか、特別及び専門的事項に関する意見を求めるため、区長において必要があると認めるときは、推進会議に臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、あさお福祉計画の計画期間と同一とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱（２６川麻地保第１２４１号）は廃止する。
（あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のあさお福祉計画推進会議開催運営等要綱第３条の規定により就任を依頼されたあさお福祉計画推進会議の委員である者は、この要綱の施行の日に第３条の規定により会議の委員として就任を依頼されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成３０年２月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)	
1 区民が主役の地域づくり	◆まちのひろばやソーシャルデザインセンターの創出等に向けた取組を推進している	1 地域活動を担う人材の発掘と育成	1	地域活動の参加につながる取組の推進	地域活動に関わる人材の発掘と育成	生涯学習支援課	シニアの社会参加支援：6回 92人 市民エンパワーメント研修：5回 39人 識字ボランティア研修：10回184人 保育ボランティア研修：3回21人	保育ボランティア研修：2回 29人 識字ボランティア勉強会：1回 11人 識字ボランティア研修：1回 17人 高齢者セミナー：5回 25人 シニアの社会参加支援：5回62人	・シニアの社会参加支援について、「写真&エッセイを学び、思いを表現しよう!」と題して講座と展示会を開催し、シニア世代に対して地域の仲間づくりの機会を提供した。 ・市民エンパワーメント研修については、町から色を採取・発表するワークショップを通じて、麻生区に興味・関心を持ち、地域の魅力を色で表現できる人材を育成した。 ・識字ボランティア研修について、新規ボランティアの育成に向けて、10月から12月にかけて全10回開催した。 ・保育ボランティア研修について、見守り型保育や乳幼児の救命救急の内容を中心に11月に3回開催した。	無		
						地域支援課	認知症サポーター養成講座：37回 727人 すくすく子育てボランティア養成事業ボランティア活動参加者 134人 健康づくりボランティア養成教室：1コース 修了者14人 健康づくりボランティア体験会：2回 6人	認知症サポーター養成講座：2回 計170人 すくすく子育てボランティア育成事業：ボランティア活動参加者 116人	・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深め、地域の中で見守るサポーターを養成した。 ・1歳6カ月児健診、3歳児健診、すくすく相談（育児相談）等でのボランティア活動を支援した。 ・年に2回すくすく子育てボランティア向けに連絡会を実施。そのうち1回は連絡会と学習会を合わせて実施した。 ・健康づくりボランティア養成教室（全4日間）を食生活改善推進員養成教室と同時開催。ボランティア活動に繋がるよう、既存の地区活動の体験会を実施。 ・1月に健康づくりボランティアスキルアップ講座を実施し、ボランティア養成教室修了者を含む32人参加。	有	健康づくりボランティア養成教室について、急速オンラインも併用し実施した。また、グループワークを控えるなど、感染状況を考慮し実施内容の見直しを行った。	
						食生活改善推進員の育成	地域支援課	食生活改善推進員養成教室：1コース 修了者14人	食生活改善推進員養成教室：1コース 修了者17人	・食生活改善推進員養成教室（全4日間）を開催。今年度から新たに、健康づくりボランティアの養成教室と一緒に開催し、申込者が17名あったが、新型コロナウイルス感染症拡大によりキャンセルがあった。 ・食生活改善推進員の継続的な育成として、学習会において食に関する情報提供を行った。また、危機管理担当主催の区総合防災訓練において炊き出し訓練への従事を依頼する等活動場所の提供を行い、活動を支援した。	有	食生活改善推進員養成教室について、急速オンラインも併用し実施した。また、調理実習やグループワークを控えるなど、感染状況を考慮し実施内容の見直しを行った。
						地域人材コーディネート機能の充実	生涯学習支援課	生涯学習相談コーナーの開設：週1回	—	・10月19日に再開した生涯学習相談コーナーを週1回のペースで開催し、「麻生区市民団体検索システム」を活用するとともに、3月8日に開催された窓口担当者交流会に参加し、それぞれの機関（学習相談員以外は麻生市民交流館やまゆり・麻生区社会福祉協議会・麻生老人福祉センター）と活動内容について情報交換し、機能充実を図った。	有	新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習相談コーナーを約2年半休止した。
					地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用	地域ケア推進課	「ちいきのちからシート」実施団体数：3団体	「ちいきのちからシート」実施団体数：10団体	区内こども文化センター向けに実施し、意識の共有を行った。また、金程中学校区地域教育会議にて実施し、地域についての話し合いのきっかけづくりを行った。また、3月の区役所内イベントでも実施した。		無	
						地域支援課						
					学生ボランティア活動の促進	地域ケア推進課	学生ボランティアマッチング数：10人 学生ボランティアに関する講義：3回	学生ボランティア派遣数：0人 学生ボランティアに関する講義：3回	大学の授業内で認知症サポーター養成講座や行政社会福祉職について、地域の福祉活動についての講義を実施することで、学生の福祉マインドの醸成に寄与した。 大学の授業内で認知症サポーター養成講座を行い、ボランティア活動の担い手となるための啓発を図った。	有	地域活動の休止や参加人数の制限などによる派遣先の減少。コロナ禍以前と比較し、大学も学生の積極的な参加の呼びかけを行いにくい状況が継続している。	
						地域支援課						
		2 区民が主役の地域活動の推進	2	地域活動団体等への活動支援	子育てグループへの活動支援	地域支援課	支援団体5団体。対象者総数79人	講座：8回 108人	育児相談および出前講座を実施。 グループ運営について、近況を確認し今後の運営について一緒に話し合う	有	出前講座の依頼が減少していること、サロンに参加する母子も減少している。	
						保育所等・地域連携担当	子育て自主グループ訪問：14カ所	子育て自主グループ訪問：13カ所	麻生区ちびっこおでかけMAP作成のため、自主グループ等と連絡を取り、配布のため訪問して実施状況を確認した。また、自主サークル向け出張講座の広報をし、希望に応じた講座を6回実施。	有		
					子育て人材バンク事業	地域ケア推進課	子育てボランティア派遣数：83人（延べ）	子育てボランティア派遣数：119人（延べ）	子育てサークル交流会にて事業の紹介を実施。ボランティア会員1人、利用会員1団体が新規登録。市政だよりにて広報を実施した（令和5年2月号）。	無		
					認知症カフェ・サロン等への活動支援	地域支援課	認知症サポーター養成講座：1回	さくらんぼカフェ（認知症カフェ）：1回 16人	活動に参加し、活動内容等状況把握を行った。オレンジリング百合丘で認知症サポーター養成講座を実施した。	有	コロナの影響により休止しているカフェがある。	
						衛生課	—	—	食品の提供等を行う活動の相談はなかった。	有	新型コロナウイルス感染症の患者減少による地域活動の再開に伴い相談が増える見込み。	
					食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援	地域支援課	学習会支援：11回 114名 配食ボランティア支援：1回17名	学習会支援：6回 90名	食生活改善推進員の継続的な育成として、学習会において食に関する情報提供を行った。また、健康ボランティアや配食ボランティアに対し、食に関する情報提供を行った。	有	新型コロナウイルス感染症の影響により、外部に向けた食生活改善推進員や会食ボランティアが十分に活動できていない。	
						衛生課	—	—	区内の配食等ボランティア10団体から、会食活動、配食活動及びミニデイサービスの活動予定が提出された。うち2団体に衛生教育を実施（6月及び10月）した。	有	新型コロナウイルス感染症の患者減少による地域活動の再開に伴い相談が増える見込み。	

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)
1 区民が主役の地域づくり	◆まちのひろばやソーシャルデザインセンターの創出等に向けた取組を推進している	2 区民が主役の地域活動の推進	3	地域資源を活用した地域づくりの推進	希望のシナリオ実現に向けた取組(プロジェクト)	企画課	あさお希望のシナリオ実行委員会の開催	あさお希望のシナリオプロジェクト検討会：10回開催	あさお希望のシナリオ実行委員会において、SDCモデル実施に向けた、5つのプロジェクト(SDC-Car、コーディネート事例にアライン、WEB&SNS、ハロープロジェクト(チラシ)、まちのひろば祭り)の試行・検証を行い、12月に「あさお希望のシナリオ活動報告会」を開催した。なお、まちのひろば祭りは約3,500名、あさお希望のシナリオ活動報告会は26名が参加した。	有	実行委員会の開催については対面式とオンラインとの併用で開催した。
					麻生市民交流館やまゆりの活用促進	地域振興課	市民活動相談窓口の開設：週2回 人材育成講座：全5回(アクティブシニア講座) 市民活動団体交流イベント： ・市民活動団体発表会 1回 参加団体 6団体 ・ピバ!あさおの子どもたち 1回 参加団体 2団体 麻生区地域コミュニティ活動支援事業：6団体	市民活動相談窓口の開設：週2回 人材育成講座：アクティブシニア講座 全5回 市民活動団体交流イベント：市民活動団体発表会 1回 参加団体 6団体 麻生区地域コミュニティ活動支援事業：5団体	相談窓口や情報紙「やまゆりニュース」(6・10・2月)、「あさおふれんず」(4・8・12月)の発行により、主に麻生区内の市民活動情報の提供、発信を行った。	無	
			4	地区カルテを活用した地域づくりの推進	地区カルテを活用した地域づくり	地域ケア推進課	HPアクセス数：88.7回/月	HPアクセス数：96回/月	地域情報交換会にて民生委員児童委員・町会・自治会、地域包括支援センターに対し地区カルテ(概要版)及び共通フェイスシートを配布し、地域に関する情報の共有を行った。また、各種統計調査の結果を反映し情報更新の作業を進めた。	有	会議や講演会の開催が減少したことで、地区カルテを活用する場も減少している。
						地域支援課	—	地区カルテを活用した講演会、園域会議等：4回	地域ケア園域会議で地区カルテを地域課題の共有などに活用した。		
		3 健康づくり・介護予防の推進	5	健康づくり・介護予防事業の推進	介護予防グループへの活動支援	地域支援課	—	—	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、活動を自粛していたグループが徐々に活動を再開し始めたため、継続的に活動できるよう助言・支援した。	有	コロナで自粛していた活動グループの中にはボランティアの高齢化を理由に開会をするグループもある中で、つながりづくりの必要性を改めて感じ、新規に立ち上げるグループもある。
					小地域単位での健康づくり	地域支援課	—	—	地域で健康教育等を行い、健康づくりの普及啓発を実施し推進した。また、新たにラジオ体操を通じて健康づくり、地域づくりを行うグループやサロンを立ち上げたグループに対し、助言・支援した。	有	感染症の影響により、新たな活動の立ち上げには慎重になっている地域もある。
			6	健康に関する知識の普及啓発	健康づくり・介護予防に関する普及啓発(講演会等)	地域支援課	・身体をつくる講演会 3回 「中高年からの骨折予防・転倒予防」 「骨の健康」 「食育」 ・子育て世代向け講演会 「食事から骨粗しょう症予防」 1回 10人	講演会参加人数： 「高血圧」37人 「肩こり」14人 「骨粗しょう症予防」10人 ボランティア向け講演会 参加人数：18人 CDの配布：10団体	麻生区では、若い世代の痩せ・高齢者の骨折が多いことから、“麻生区民の骨折予防へ向けた取り組み”をテーマに、ハイブリット形式の講演会を予定している。講演会の周知として、幼・小・中・高等学校、医療機関、薬局、包括、こ文、いこいの家、支援センター、スポーツセンター、社協、役所関係、地区活動等へポスターを送付し、小中学校は校長会にて依頼をした。麻生区PTA協議会にも、情報伝達メールに取り上げてもらえるか依頼。また、子育てフェスタや区民まつり、スポーツの日記念事業等で周知をした。また、身体をつくる講演会を、11月、12月、1月の3回開催し、オンラインと会場のハイブリットで実施した。	有	地域活動の減少に伴い、支援回数も減少している。
					健康づくり・介護予防に関する相談	地域支援課	栄養相談 14名	栄養相談：4人	地域での活動や電話、来所相談等で健康づくり・介護予防に関する相談に応じ、適宜それぞれの状況に合った情報を提供した。	有	地域への出前講座等が現状していると思われるため、相談を受ける機会も減少している。
						高齢・障害課					
					出前講座	地域支援課	講座開催数：71回 参加者1,219人	講座開催数：13回 参加者203人	地域の活動団体に対し、健康づくりや介護予防をテーマに健康教育を実施し、健康づくりや介護予防の推進を図った。	有	依頼があった講座もコロナの感染状況により、中止や延期となったものがあった。
					感染症・食中毒予防の普及啓発	衛生課	—	—	「今、何の病気が流行しているか!」の発信については、区内医療機関14か所に毎週行うとともに区役所内で3か所に掲示した。 食品衛生月間(8月)における食品衛生指導員による普及啓発活動の実施した。 H1V関連として、区役所ロビー(11月21日～12月1日)にポスターを掲示、衛生課窓口にパンフレットを配架した。	無	
						地域支援課	健康づくりボランティア養成教室：1コース 修了者14人(再掲)	講座3回 参加者36人	健康づくりボランティア養成教室において、感染症予防、食中毒予防の普及啓発を実施した。	有	コロナウイルスの感染の影響で、感染対策の意識は高い団体が多い。

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)
2 区民本位の福祉サービスの提供	◆各専門分野、支援機関の連携で相談支援に取り組む ◆区民に利用しやすい情報とサービスが提供されている	1 保健・福祉情報の発信と充実	7	保健福祉に関する情報発信の充実	様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	全課	—	—	・麻生区の防災力向上をめざし、初期消火訓練や搬送訓練など、地震発生時に役立つコンテンツを「訓練編」として動画を作成し、区youtubeチャンネルで公開した。(危機管理担当) ・情報コーナーを適切に管理し、必要な情報が必要な人たちに届くよう広報に努めた。(総務課) ・Twitter、Youtube、麻生区・大学 公学連携ネットワークを活用した情報発信を実施した。(企画課) ・あさお子育てフェスタにおいて、新たに「しんゆりフェスティバルマルシェ」にブースを出展し、保健福祉に関する情報発信を行った。また、市政だより麻生区版における地域包括ケアに関する広報として、11月号に麻生区高齢者見守りネットワーク事業、12月号に地域活動紹介に関する特集記事を掲載した。(企画課) ・保健福祉に関する情報に関して情報提供があった際は、チラシ等を窓口配架している。また、フロアのレイアウト変更により掲示スペースが増え、様々な情報発信が可能となった。(区民課) ・市政だより及びホームページをはじめとした広報媒体により制度周知を行った。(保険年金課) ・「保健福祉の相談窓口一覧」と「子育てガイドブック きゅっとハグあさお」を改訂し、窓口及び関係各所に配架した。また、「子育てフェスタ(再掲)」や「区民まつり」、「福祉まつり」、「中庭お披露目イベント」において保健福祉に関する情報発信を行った。(地域ケア推進課) ・消費者行政センターの啓発物品を配置し、高齢者の消費者被害防止等の啓発を行った。また、高齢者福祉のしおりや介護事業所に関する冊子、認知症に係るガイドブックなどを常設配架した。(高齢・障害課) ・認可外保育施設の情報提供シートや子育てに関する情報、児童扶養手当やひとり親に対する支援情報など、ちらしやパンフレットをスタンドに設置し、来所された方が手に取りやすいようにしている。また、認可保育所の空き情報について、HP上に掲載し、来課された方にも、最新かつ需要度の高い歳児の空き状況が一目でわかるように掲示している。さらに、認可保育所及び認可外保育施設の位置を色付けした地図を窓口に掲示することで、入所相談や申請に伴う利便性を高めている。(児童家庭課)	無	
		2 窓口における相談体制の充実	8	窓口におけるサービス機能の向上	窓口におけるサービス機能の向上	全課	—	—	・窓口業務案内を作成し職員が活用することにより、円滑な窓口案内を行うなどした。(総務課) ・来庁者への対応として、窓口番号表示システムの利用により、番号表示および音声で呼び出しを行った。またタブレット端末の導入に伴い、フロアレイアウトを変更し案内員を配置した。障害をお持ちの方には職員がフロアに出向き、案内や手続きを行っている。(区民課) 丁寧かつ親切的窓口対応を徹底するために、定期的に課内情報共有を実施して、サービスの維持・向上を図った。(保険年金課) ・窓口番号表示システムをリニューアルし、自動音声呼び出し機能が追加されたことで職員が発声することなく来庁者をカウンターへ案内することが可能となり、感染リスクを軽減できた。ベビーカーを引く保護者をより近い席に案内したり、日本語以外を母語とする方の保育所相談等へは翻訳機能付きiPadでその方が理解できる言語で対応を行った。(児童家庭課) ・番号発券機を設置して、スムーズな対応となるよう表示や案内を見直した。(高齢・障害課)	有	・窓口カウンターやパーテーションを定時消毒し、設置しているボールペンは消毒済みと使用済みのものを分ける等、より重点的に感染症対策を実施。 ・整列時に適切な間隔を確保するため待機列に足跡マークを設置し、密にならないよう配慮した。(区民課)
		3 専門分野の相談支援体制の充実	9	子どもに関する相談支援体制の充実	子どもに関する相談支援	地域支援課	職員のスキルアップのための研修：スーパーバイス研修 7回	職員のスキルアップのための研修：スーパーバイス研修 8回 虐待予防事業学習会 1回	乳幼児虐待予防に関わる職員の対応スキル向上のため、講師3名に依頼をし、スーパーバイス研修を実施している。乳幼児虐待予防事業に関わる専門職員の対応力向上のためのスーパーバイス研修を年7回実施した。	無	
					支援の必要のある児童や家庭に対する相談支援	地域支援課	専門的な相談：72回(月4～7回)開催 発達が気になる子どもへの関わり方を学ぶ教室：8コース(2日間コース)計16回実施。	専門的な相談：62回(月4～7回実施) 発達が気になる子どもへの関わり方を学ぶ教室：4コース(2日間コース)、4コース(1日コース)計12回33組参加	発達の遅れが疑われる子どもやその家庭への支援として、専門的な相談と関わり方を学ぶ教室を定期的の実施した。専門的な相談は年間72回(月4～7回)開催した。発達が気になる子どもへの関わり方を学ぶ教室は年間8コース(2日間コース)計16回開催した。	無	
						高齢・障害課					

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)
2 区民本位の福祉サービスの提供	◆各専門分野、支援機関の連携で相談支援に取り組む ◆区民に利用しやすい情報とサービスが提供されている	3 専門分野の相談支援体制の充実	10	保健福祉に関する相談支援体制の充実	知的障害者・身体障害者・精神障害者への相談支援	高齢・障害課	特別支援学校等の卒業予定者の進路の相談支援：29名 療育手帳交付：1,233件（R4.3末） 身体障害者手帳交付：4,195件（R4.3末）	特別支援学校等の卒業予定者の進路の相談支援：26名 療育手帳交付：1,194件（R3.3末） 身体障害者手帳交付：4,048件（R3.3末）	知的障害者担当のケースワーカーは、特別支援学校等の卒業予定者の進路の相談支援や、その他知的障害者の生活全般の支援を行った。また、身体障害者担当のケースワーカーは月40件程の手帳交付等を通じ、ヘルパー利用や福祉用具の導入などの専門相談支援を行った。障害者福祉に係る制度の改正や多様な対象者のニーズに適切に対応できるよう積極的に研修等に参加。 知的障害担当は、12月下旬に、卒業後の進路希望調査を行い、通所先の入所調整会議を行った。	無	
					一般精神保健相談・老人精神保健相談	高齢・障害課	一般精神保健相談件数：16件 高齢者精神保健相談件数：9件	一般精神保健相談：月1回 相談件数：14件	精神科医による専門的な相談を受ける場として実施した。一般及び高齢者精神保健相談について、月1回ずつ実施し、家族からの相談に加え、地域包括支援センター等関係機関からの相談依頼もあった。	無	
					感染症患者等への相談支援	衛生課	—	—	新型コロナウイルス感染症の流行に対して、患者及び濃厚接触者の医療及び感染予防の観点に立ち、区内関係部署及び医療機関等と連携し、効果的な支援を実施した。	有	新型コロナウイルス感染症の患者急増を受け、区内関係部署との連携を強化し多様な患者ニーズに応じた支援を実施するとともに、医療機関等と調整を図りながら入院手配などの重症化対策を実施した。
						地域支援課			衛生課と協力し、コロナウイルス感染症患者の療養支援を実施した。	有	感染状況に応じて協力体制をとっている。
			11	虐待に関する相談支援体制の充実	高齢者・障害者（児）虐待に関する相談支援	高齢・障害課	通報件数： 障害者に対する虐待：16件 高齢者に対する虐待：72件	通報件数： 障害者に対する虐待：20件 高齢者に対する虐待：60件	地域包括支援センターや相談支援センター、麻生警察署との連携を密に相談や通報への迅速な対応・支援を行った。（市共通様式）高齢者支援虐待に係る危害リスク確認シート・安全探しシート（従来のリスクアセスメントシート）が改定された。	無	
					児童虐待に関する相談支援	地域支援課	区内小中学校訪問： 小学校16校、中学校8校 乳幼児虐待予防事業スーパーバイス研修：7回（再掲） 要保護児童対策地域協議会スーパーバイス研修：2回 個別支援会議：延べ70回（対象児童数75名）	区内小中学校訪問： 小学校16校、中学校8校 児童家庭支援スーパーバイス研修：7回 要保護児童対策地域協議会スーパーバイス研修：1回 個別支援会議：延べ82回	・育児負担のある保護者や当該児童の相談、学校等関係機関からの相談、通告に適宜応じた。対応のスキルアップのため、乳幼児虐待予防事業スーパーバイス研修、要保護児童対策地域協議会スーパーバイス研修を課内職員向けに左記のとおり実施した。 ・主任児童委員の主催で、5～6月の期間中に区内全小中学校訪問を実施し、情報交換や共有を行った。 ・個別の要支援児童等への対応について、個別支援会議を左記のとおり随時実施した。	無	
			12	成年後見制度への対応の充実	成年後見制度の普及啓発と利用支援	高齢・障害課	市長申立：2件（障害） 市長申立：2件（高齢）	市長申立：2件（障害） 市長申立：1件（高齢）	虐待対応の中で成年後見の利用が必要と思われる対象者に対し関係機関と連携し、制度説明等利用支援を行った。親族による申立てについては川崎市成年後見支援センターや法テラスを案内するなど連携して相談対応している。	有	緊急事態宣言等により裁判所の機能が遅延したことで、選任までに時間を要することもあった。
			13	精神保健福祉事業の充実	精神保健福祉サービス等に関する普及啓発	高齢・障害課	講座開催数：1回	講座開催数：0回	心の健康づくりを目指す市民団体『ASA O井戸端会議』の活動支援を通して、心の病や精神障害に関する普及啓発活動（講演会）、精神障害者を抱える家族向けの講座をそれぞれ年1回実施している。 普及啓発のための講演会を令和5年2月25日に開催した。	有	昨年度予定していた講演会・講座は今年度に延期となった。
					社会復帰相談支援事業	高齢・障害課	デイケア：月2回 参加者 延べ55人	デイケア：月2回 参加者 延べ53人	デイケアを月2回実施しており、卓球・書道・ヨガなどのプログラムの他に、栄養士を招き食事と健康の講義をするなど、生活や健康に役立つ内容を提供した。参加者同士の交流や、自己表現が出来る場になっている。	有	感染防止の観点からプログラム内容を検討した。
			14	専門分野の連携体制の強化	北部地域療育センター連絡会議	地域支援課	—	療育センター連絡会議：2回	第1回連絡会議を6月、第2回連絡会議を12月に開催。発達支援などを必要とする子どもについて、専門職が情報共有を行い連携して支援した。	無	
					要保護児童対策地域協議会実務者会議	地域支援課	要保護児童対策地域協議会実務者会議 代表者部会：2回（9月・1月） 連携調整部会：12回（毎月）	要保護児童対策地域協議会実務者会議 代表者部会：2回 連携調整部会：月1回	区内児童関連機関との適切な連携を目的として、第1回要保護児童対策地域協議会実務者会議（代表者部会）をオンライン（一部会場参加あり）にて開催し、要対協の説明や児童の人権に関する講義を行った。同会議の連携調整部会を左記のとおり実施し、児童相談所及び各関連部署等と要保護児童等に関する情報共有や連携に関する調整を行った。 1月に第2回要保護児童対策地域協議会実務者会議（代表者部会）と子ども関連ネットワークとの合同で、外部講師を招いた講演会を会場とオンラインの同時開催を行った。	有	新型コロナウイルス感染症の影響により、第1回要保護児童対策地域協議会実務者会議（代表者部会）をオンラインにて実施したが、意見などが出づらい状況であった。
					地域包括支援センター・障害者相談支援センター連絡会	高齢・障害課	高齢者支援カンファレンスへの定例参加（月1回実施）	参加者：延べ32人 （計20の所属機関の方々）	毎月実施している高齢者支援カンファレンスに障害者相談支援センターが定例出席している。複合化した課題に対して、包括的相談支援の実現のため事例を通じた役割分担や連携の在り方について検討を行っている。	無	

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)
3「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	1保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	15	認知症にやさしいまちづくりの推進	認知症介護教室	地域支援課	認知症会介護教室：年6回開催。延べ49人（実人数19人）。	認知症介護教室：6回、延べ40人（実人数9人）	感染予防対策をとり、5月、7月、9月、11月、1月、3月の年6回実施。関係職種から疾患や介護方法について学ぶとともに、認知症家族会「はなみずきの会」の連携協力のもと介護者の座談会を実施した。	有	7月の認知症看護認定看護師の座談会への参加は講師のみオンライン参加で実施。
					あさおオレンジプロジェクト	地域支援課	あさおオレンジプロジェクト：4回 認知症講演会：2回 麻生図書館・柿生分館パネル展示：2回 認知症サポーター養成講座：37回（再掲） RUNTOMO+あさお実行委員会へ出席：7回 キャラバン・メイト連絡会：2回 認知症にやさしいまち表彰：7店舗	あさおオレンジプロジェクト：4回 認知症講演会：1回 認知症にやさしいまちインタビュー：6回 認知症にやさしいまち表彰：5店舗 区役所ロビーパネル展示：2回 麻生図書館・柿生分館パネル展示：2回 認知症サポーター養成講座 2回（再掲） 認知症の人の声ポスター作成・区役所内での掲示及び関係機関への掲示依頼（226か所）	・あさおオレンジプロジェクトの実施により、麻生区の認知症施策の検討を行った。 ・図書館（麻生図書館、柿生分館）での展示により、市民に対し、認知症の方への理解を進めた。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深め、地域の中で見守るサポーターを養成した。 ・RUNTOMO+あさお実行委員会（区内の認知症に関係する事業所等で構成）に共催として会議に参加した。しんゆりフェスティバルにて、ステージイベント（認知症についてのPR）、パネルやチラシを活用した啓発活動、動画の上映を実施した。また、麻生区チャンネルと区役所内のデジタルサイネージにて動画を配信した。 ・キャラバン・メイト連絡会を実施し、市内キャラバン・メイトへの情報提供及び認知症サポーター養成講座開催に向けての情報交換を実施した。 ・認知症サポーター養成講座を受講し、今後、認知症の方々の居場所となりたい思いや、地域で見守ってほしいとの思いのある、麻生区内及び近郊の都市の企業・店舗に対し、「認知症にやさしいお店」として、区長から表彰を行い、ステッカーを授与した。 ・市民向け認知症サポーター養成講座のフォロー講座（講演会）：2回（2／7、3／6）	有	新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会を対面とオンラインのハイブリッド開催にする予定。
					認知症訪問支援事業	高齢・障害課	認知症訪問支援チーム委員会：8回（定例6回、臨時2回） 令和4年度新規対象者：6件	認知症訪問支援チーム委員会：10回（定例6回、臨時4回）	認知症訪問支援事業チーム委員会を隔月開催。支援対象者を医療介護等の支援につながるよう専門職による検討を行った。	有	チーム員が訪問等に活用するため感染対策用品を専用に準備した。
					あさおSOSネットワーク事業	高齢・障害課	区内発生件数：1件（解決済）	区内発生件数：2件（すべて発見済）	区内で発生した場合に庁内等関係機関で情報共有できるように、区社会福祉協議会、保護課、地域支援課、地域ケア推進課に情報提供を行った。	無	
			16	子育て支援・交流の場づくり	父親向け育児講座・親と子の遊びタイム	保育所等・地域連携担当	実施事業：2事業	実施事業数：1事業	・「新米/パパ&ママ」3回連続講座前期 申込み8組 公立保育所職員と一緒に栄養士、保育士、看護師の講座の実施、懇談する時間をもち交流できるようにした。 ・「にこにっこ」父親向け2回連続講座前期 申込み6組 公立保育所の保育士と実施、簡単な制作やふれあい遊びの実施、父親同士懇談ができるようにした。 ・「新米/パパ&ママ」3回連続講座（後期） 14組が参加。 ・「にこにっこ」父親向け2回連続講座（後期） 12組が参加。	有	感染症対策として、1回あたりの参加者数を制限している。
					未就園児家庭のサポート	保育所等・地域連携担当	—	—	未就園の5歳児対象のチラシを作成。	有	状況により実施内容はオンラインも利用する等安全にできるようにする。
						地域支援課			翌年度就学予定で集団に属していない児童の保護者に、就学に向けた支援を行った。	無	
					こんにちば赤ちゃん訪問	地域支援課	こんにちば赤ちゃん訪問 100件	こんにちば赤ちゃん訪問：137件 こんにちば赤ちゃん訪問員のフォロー研修：1回 18名	育児不安や孤立の軽減、地域とのつながりがもてるよう訪問を実施した。 訪問員のスキルアップのため、研修と連絡会を11月18日に実施した。また、養成研修を2月14日に実施し10名参加した。令和4年度の新規登録訪問員は9名。	有	訪問を希望しない世帯もコロナ禍で見られる一方、本事業の件数は昨年度から増加している状況がある。
					こども関連大学連携事業	地域ケア推進課	未就学児親子向け支援事業 2件 小学生向け支援事業 4件	未就学児親子向け支援事業：1件 小学生向け支援事業：2件	・区内小学生を対象に「ファミリー体験学習in鶴見川」を実施。15組30名の参加があった。 ・4歳以上の子どもと家族を対象とした「昭和音楽大学吹奏楽団特別演奏会」を実施。午前と午後、合わせて1,100人以上の一般来場者があり、多くの区内在住親子が参加した。 ・昭和音楽大学と連携し、区内小学生を対象とした「交流コンサート」を12月に実施した。60名の親子が参加し、音楽を通じた学生との交流を楽しんだ。 ・玉川大学と連携し、区内小学生を対象とした体験学習を12月に、乳幼児の保護者・妊娠中の方を対象とした連続講座を1～2月に実施した。	有	・昭和音楽大学との連携事業は、子どもと学生との対面の交流、触れ合いが制限されている。
					保育所等・地域連携担当				田園調布学園大学にて未就学児親子を対象に「キッズアート」の開催を実施。新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、手伝いの学生の関わり方等見直し、感染症対策を実施した関わり方をしてもらった。また、田園調布学園大学で未就学児親子を対象に「あそぼう！けろけろ」開催。10月14日（金）10組、12月9日（金）10組が参加	有	コロナ感染対策の実施、人数等制限している。

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)
3「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	1保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	16	子育て支援・交流の場づくり	子育てグループ交流会	地域ケア推進課	交流会：1回 10名参加 連携団体数：7団体	交流会：1回 9団体参加 連携団体数：14団体	昨年度とは異なるグループの参加者も多く、グループ同士の情報交換等の機会となった。	無	今年度は、計画時点でオンライン開催を計画していたため、影響なし。
						保育所等・地域連携担当			保育士が交流会に参加し、ファシリテーションを行った。		
				あさお子育てフェスタ	あさお子育てフェスタ	企画課	第9回あさお子育てフェスタの実施 来場者数 約2500人	—	・子育て世代のための情報提供や親子のふれあいの場として9月17日（土）に開催し、29団体（地域の子育て支援団体等）が参加・協力した。開催に向けて、参加団体との全体調整会（1回）実施。その他、各団体との出展内容の調整は5課で分担し、準備を行った。また、子育てフェスタ開催後、来場者及び出展団体のアンケートを基に今年度の実施結果をとりまとめ、参加団体への情報共有及びHPへ掲載を行うとともに、次年度の開催に向けて担当課で開催方法及び運営方法の検討を行った。	有	・感染対策として、運営方法を見直し、手指の消毒及び検温等を実施した。また多くの参加者が集中したブースは、人数制限を行った。 ・出展配置について、以前は一つの部屋に複数団体の出展を行っていたが、基本的に1つの部屋に1団体とし、密にならないように配置変更を行った。
						生涯学習支援課					
						地域ケア推進課					
						地域支援課					
						保育所等・地域連携担当					
			17	災害対応力の強化・支援	災害対応力の強化・支援	危機管理担当	地域における自主防災組織の訓練の実施回数：43回 総合防災訓練の実施：2回 区民防災塾の開催：2回 避難所運営会議の開催：25ヵ所 ぼうさい出前講座：17件 防災資器材購入補助金：申請39件	地域における自主防災組織の訓練の実施回数：19回 総合防災訓練の実施：1回 区民防災塾の開催：3回 避難所運営会議の開催：25ヵ所 ぼうさい出前講座：10件 防災資器材購入補助金：申請33件	・自主防災組織の訓練に対する自主防災組織活動助成金や、防災資器材購入補助金の交付を通じた活動支援を行った。 ・区民防災塾を6月・10月の2回開催し、災害時に役立つアウトドアテクニックやローリングストックなどを学ぶことによる区民の防災意識・スキルの向上と「自助」の強化を図った。 ・区内25ヵ所の指定避難所における年1回開催の避難所運営会議にて、避難所の運営について検討と開設訓練等を実施した。 ・「ぼうさい出前講座」制度にて、住民の集会等に区の危機管理担当が参加し、防災知識の普及啓発を実施した。 ・区総合防災訓練は、11月に第1回を新百合ヶ丘駅南口ペDESTリアンデッキと区役所前広場にて開催し、12月に第2回を旧白山中学校にて開催した。第1回は、啓発ブースや炊き出し訓練、帰宅困難者対策訓練等を中心に行い、約8000人もの来場があった。第2回は、防災資器材実践演習や仮設トイレ組立訓練等の自主防災組織向け実践的訓練を行い、約100人もの来場があった	無	
						高齢・障害課	災害時要援護者避難支援制度 新規登録：75件 （障害者8件、高齢者67件）	新規登録：82件 二次避難所連絡会議の開催：1回	災害時要援護者避難支援制度の申請窓口として危機管理担当等関係部署と連携。 障害児者の個別避難計画について順次作成中。 二次避難所連絡会議を令和5年2月7日に開催した。	有	参加者の属性を考慮し、感染拡大防止の観点から開催方法を検討した。
						地域支援課	—	パネル展示：5回 給食施設栄養士等研修会：1回 50名 情報提供件数：145施設	区役所情報コーナーにて備蓄食品レシピ集や備蓄のすすめのチラシを配架。その他町内会や自主防において配布。 課職員向け風水害時の避難所運営の研修を企画、実施し、実際に従事する際の対応力の強化を図った。 11月12日の総合防災訓練にて家庭備蓄、口腔ケアの重要性について普及啓発を実施した。直営の乳幼児健康診査実施時に震災が起こった時を仮定し、職員・ボランティア等と緊急時の各々の役割・対応の訓練を年に1回実施した。	無	
18	地域活動団体の交流の場づくり	あさお福祉まつり	地域ケア推進課	第33回あさお福祉まつりの実施	—	麻生区社会福祉協議会と共催で「第33回あさお福祉まつり」を11月13日に実施。新型コロナウイルス感染症対策として、飲食の出店は行わず、規模を縮小しての開催だったが、54団体が参加し、約4,000人が来場した。	有	飲食スペースの廃止や感染対策に配慮した規模でのまつり実施となる。また、コロナ禍の影響により参加を辞退する団体もある。			
		麻生市民館サークル祭	生涯学習支援課	参加サークル数：29サークル 来場者数：約1500人	参加サークル数：21サークル 来場者数：558人	サークル活動の1年間の集大成の発表の場、及びサークル・地域間の交流の場として、6月4日、5日に開催した。市民館の大ホール、大会議室等を利用し活動発表を披露した他、ギャラリーで美術展を実施した。	無				

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)
3「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	1保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	19	町会・自治会との連携	町会・自治会への活動支援	地域振興課	町会・自治会ガイドブック：6,000部発行 町内会・自治会活動応援補助金：64町内会・自治会から申請 麻生区町会連合会の研修・勉強会：2回 町会長・自治会長会議：1回	「町会・自治会ガイドブック」発行部数：6,000部	・「町会・自治会ガイドブック」（A4判24ページ）について、麻生区町会連合会と今年度の仕様の検討を行った。町会・自治会に加入するメリット等に関する記述を充実させたうえで6,000部発行した。 ・町内会・自治会活動応援補助金について、説明会を5月に3回開催するとともに、随時個別相談を行い、3月末時点の交付申請件数は64町内会・自治会。 ・麻生区町会連合会では町会・自治会活動の活性化のために研修会・勉強会を開催しており、5月には町会の活動取組み事例等に関することを議題として、「新任町会長・自治会長研修」を実施した。1月には視察地を川崎区内とした「勉強会」を実施し、町会・自治会運営の参考になる施設を見学することができた。同1月には「町会長・自治会長会議」を実施し、行政・関係機関の施策に関する内容を議題とした。	無	
					町会・自治会との連携した地域づくり	地域ケア推進課	地域情報交換会の実施 麻生東第2地区 1回 柿生第1地区 2回	町会・自治会ヒアリング 95/125団体 ※対面の他、電話・郵送による回答数も含む	民生委員児童委員と町会・自治会、地域包括支援センターが意見交換を行う「地域情報交換会」を、麻生東第2地区で実施することを支援した。9月3日に実施、30人が参加した。 また、柿生第1地区については地域を分割し、10月22日と3月11日の2回に分けて、実施を支援した。それぞれ、19人、36人が参加した。	無	
						地域支援課				無	
			20	地域支援ネットワークの構築	地域包括ケアに関する会議	地域ケア推進課	地域包括ケアシステム推進会議：3回	地域包括ケアシステム推進会議：3回	町会・自治会・民生委員・包括支援センター・民間企業など関係機関と連携し、新たにつながり、居場所、健康づくりの場となるサロンやラジオ体操（公園）の立ち上げ支援を行った。開始後もボランティアの活動支援を継続的に実施した。	無	
						地域支援課	地域ケア圏域会議出席：10回	地域ケア圏域会議出席：6回	地域包括支援センターが主催する「地域ケア圏域会議」に出席し、町会役員や民生委員等地域住民や関係者と地域の現状や課題を共有し、地域活動に繋がられるよう支援した。	無	
						高齢・障害課	相談支援・ケアマネジメント推進委員会年3回実施	相談支援・ケアマネジメント推進委員会：3回	包括が主催する調整会議やケアマネ連絡会主催の幹事会、地域包括支援センターとケアマネ連絡会で共催する研修等についての年間計画を作成。 区課題整理シートに地域ケア会議等からの課題や区内で実施する取組を掲載し、更新。他の主体とも連携して課題解決に取り組んだ。	無	
		2要支援者等へのサポートの充実	21	地域における見守り事業の充実	ひとり暮らし等高齢者見守り事業	高齢・障害課	見守り対象者：44名	見守り対象者：45名	令和3年度が全数調査であり、今年度は差分調査となり調査対象者は区内1,300名ほど。9月～10月に民生員児童委員協議会に事業説明し、今年度のスケジュールをお伝えし、見守り対象者を選定した。	有	郵送中心の調査方法に変更した。
					麻生区高齢者見守りネットワーク事業	高齢・障害課	通報件数：6件 協力事業所：24業者 情報交換会：2回	通報件数：4件 協力事業者数：23業者 情報交換会：1回（例年1回/年実施）	協力事業者及び関係機関（民生委員、地域包括支援センター、警察、消防など）との情報共有及び連携強化を図り、事業を円滑に運営することを目的とする情報交換会を8月に実施。今年度は新たに1事業所が加入した。また、市政だより麻生区版11月号に特集記事を掲載した（再掲）。 第2回情報交換会を2月にオンラインで開催した。	有	情報交換会が対面開催のため、企業の規定によりやむなく欠席となる事業所もあった。
					川崎市地域みまもりネットワーク事業	地域ケア推進課	通報件数：7件	通報件数：5件	・協力民間事業者からの通報を受け、対象者の安否確認等必要な対応を行った。	無	
			22	災害時要援護者に対する制度の推進	災害時要援護者避難支援制度	危機管理担当	制度の申請等に伴う新規・変更・抹消登録に関する自主防災組織への送付数：116件 登録者数：600名	制度の申請等に伴う新規・変更・抹消登録者に関する自主防災組織への送付数：140件 登録者数：636名	制度の申請があり次第、名簿等の重要書類を自主防災組織へ送付し、申請者への訪問等を依頼するとともに、民生委員との連携を促した。また、町会・自治会からの求めに応じ、役員会に出席して制度の説明を行った。	有	自主防災組織によっては、制度登録者への訪問を控えているところがある。
						高齢・障害課	災害時要援護者避難支援制度 新規登録：75件 （障害者8件、高齢者67件）	新規申請件数：82件	災害時要援護者避難支援制度の申請窓口として危機管理担当等関係部署と連携。	無	

基本目標		基本施策	取組No.	取組名	事業・取組	関連する部署	数値で把握することが可能な取組(R4)	数値で把握することが可能な取組(R3)	取組内容の実績等	コロナ禍の影響の有無	備考 (コロナ禍の影響に関して)
3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	◆地域の支え合いのネットワークがある ◆地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む	3 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	23	麻生区地域自立支援協議会の推進	麻生区地域自立支援協議会	高齢・障害課	企画運営会議：月1回	企画運営会議：月1回	令和3年度からの自立支援協議会の新体制について、企画運営会議で検討を行っている。	無	
			24	地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターとの連携	高齢・障害課	地域包括支援センター運営協議会：年2回 地域包括支援センター連絡会議：月1回 高齢者支援カンファレンス：月1回	地域包括支援センター運営協議会：2回 地域包括支援センター連絡会議：月1回 高齢者支援カンファレンス：9回	地域包括支援センター連絡会議を月1回開催し、包括の業務に関する情報共有や検討を行っている。 昨年度、区独自に新設した高齢者支援カンファレンスについて今年度はテーマを設けた回を年数回設定し、参加者のスキルアップとネットワーク構築のため実施している。 6月「成年後見」をテーマに司法書士や成年後見支援センターを招集。9月は「弁護士」をテーマに弁護士2名を講師に実施。2月は「病院連携」をテーマに近隣病院のMSW等に出席いただき、次年度も継続してテーマ開催することとした。多職種・多機関の参加があり効果を認識している。 地域包括支援センター運営協議会第1回を10月に、第2回は2月に開催した。	有	会場設定や開催方法について様々な配慮を要した。
						地域支援課	地域包括支援センター連絡会議出席：月1回	地域包括支援センター連絡会議出席：月1回	地域包括支援センター連絡会議に出席し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行った。 高齢者支援カンファレンスに毎回参加し、地域の高齢者支援について情報共有を行った。 適宜、圏域会議の開催や地区活動の新規立ち上げ支援など課題共有、情報交換を実施している、	無	
			25	子どもに関わる機関・団体との連携	麻生区子ども関連ネットワーク会議	地域ケア推進課	開催数：3回	開催数：3回（第1回は書面開催）	現状や課題に関する情報交換を行い、9月に子育てサークル交流会、11月に区民向け金融教育講座を実施した。	有	ハイブリット形式の会議で実施した。
			26	民生委員児童委員協議会への活動支援	民生委員児童委員協議会への活動支援	地域ケア推進課	地区民生委員児童委員協議会：月1回／6地区	地区民生委員児童委員協議会：月1回／6地区	区内6地区にある民生委員児童委員協議会の運営と地域活動等を支援した。一部の民生委員児童委員協議会で実施した地域情報交換会の運営を支援するとともに、民生委員児童委員一斉改選に関する広報活動を行った（市政だより、チラシ等）	無	
			27	麻生区社会福祉協議会との連携	麻生区社会福祉協議会との連携	地域ケア推進課	—	—	以下の内容について、相互の取組に参画し、連携強化を図った。 ・麻生区社会福祉協議会が主催する各種委員会に委員として参加し、情報共有した ・麻生区社会福祉協議会の事業に広報に協力した（民生委員児童委員活動強化月間における横断幕・懸垂幕掲示） また、3月には区役所職員と区社会福祉協議会職員の意見交換会が開催された。	無	
			28	在宅療養に関する取組の推進	麻生区在宅療養推進協議会との連携	高齢・障害課	区民向けシンポジウム：年1回 多職種連携の会：年1回	年1回区民向けシンポジウムを開催（今年度は中止）	麻生区在宅療養推進協議会（麻生区医師会）と連携して取組を実施。昨年度は感染拡大の影響を受けてシンポジウムは延期とした。 多職種連携の会は6月に開催し、精神疾患について学びハイブリットで実施した。 区民向けシンポジウムを3月実施した。（テーマ：コロナが教えてくれたこと）	有	オンラインを取り入れた実施に向けて区でも開催支援を行うなど、企画運営を担う中心メンバーが医療介護従事者であるため事業実施に対して十分な時間を割くことが困難な状況であった。
					在宅療養に関する普及啓発	地域ケア推進課	—	—	—	無	
						地域支援課					
			29	社会福祉法人等の地域公益活動の推進	社会福祉法人等の地域公益活動の推進	地域ケア推進課 地域支援課	あさおサロン送迎等推進会議情報共有メール：毎月配信	あさおサロン送迎等推進会議情報共有メール：12回配信 あさおサロン送迎等推進会議三役会：2回	社会福祉法人等のネットワークをつくり、地域公益活動の推進に向けた情報共有の手段としてメールフォームを活用している。	無	
			30	福祉関係団体への活動支援	福祉関係団体への活動支援	地域ケア推進課	総会・定例会等開催回数： 保護司会 12回 遺族会 3回 赤十字奉仕団 1回	総会・定例会等開催回数： 保護司会 8回 遺族会 2回 赤十字奉仕団 2回	各種団体の事務局として、総会や定例会の運営補助（会場準備・開催案内送付・出席者集約・資料作成・印刷・外部関連機関への報告 等）を行うとともに、必要に応じて会に出席し、区からの各種情報提供を行うなど、関係団体と密に連携しながら活動支援を行った。	無	

第 6 期各区地域福祉計画（令和 3 ～ 5 年度）における評価に係る考え方について

1 評価の目的

年度ごとに施策ごとの実施状況や計画の達成状況を把握し、取組の総括を行うとともに、次年度事業の改訂の必要性の要否を検討、必要な対策を講じることを目的に評価を行います。また、計画の評価に際して、住民による継続した地域福祉活動への動機付けとなることを重視して評価を行います。

2 評価方法

（1）重点的な取組

各区地域福祉計画の階層において「基本方針・施策」を記入する。

※「基本方針・施策」とシートに記載欄はありませんが、区地域福祉計画に記載している具体的な取組を PDCA サイクルの P（計画）と捉えてください。

（2）取組状況

数値で事業の実績・効果等を把握できる重点的な事業を抽出する。

（例えば、事業回数、参加者数（延べ数）、登録者数など実績を入力する）

（3）取組状況に対する評価

取組状況を加味しながら、重点的な取組・方針の達成状況を記入してください。また、評価に際しては、結果や成果のみならず、プロセスとして工夫したことの有無、効果（地域住民の意識や行動の変化・関係機関との連携による影響など）も入れて総合的に評価してください。

（4）事業の達成度

次の考え方を参考にしながら、達成度を入れてください。

達成度	総合計画の指標	区地域福祉計画における評価の考え方
1	目標を大きく上回って達成	プロセスとして創意工夫したことがあり、効果も大きいと判断される場合
2	目標を上回って達成	
3	目標をほぼ達成	プロセスとして創意工夫したことがある又は効果が一定程度評価できる場合
4	目標を下回った	プロセスとして創意工夫した点がなく、効果も評価できない場合
5	目標を大きく下回った	

【留意事項】

ア 市民の活動を取り上げている場合は、行政として適切に支援を実施したかという点に重きを置いて評価してください。ただし、市民活動の主体自らが、何らかの手段で自己評価できる場合は、その内容を「取組状況に対する評価」欄に記入した上で、総合的に評価してください（例えば、実行委員会形式での反省会・講評、アンケート他）。

イ 総合計画の区課題事業に掲載されている事業と同じ内容であれば、できるかぎりそれに倣って評価してください。

（5）特筆すべき取組を含めた総評

総評を記入するとともに、次年度に向けて改善点があれば記入してください。

① 重点的な 取組・方針		② 取組状況	③ 取組状況に対する評価	④ 事業の 達成度
1	地域活動への支援・参加の促進	・地域の〇〇会議を〇回開催 ・新規団体の立ち上げ支援(新規〇団体) ・「〇〇イベント」を〇回開催	・〇〇団体登録の募集に係るチラシを配布したり、SNSを活用した広報を行った結果、新規の団体が〇団体立ち上がったことにより、〇〇の啓発を図ることができ、地域福祉の推進が図られた。 ・〇〇イベントを〇回開催したことによって〇人が参加し、<u>アンケートを実施した結果、〇〇%以上の人が、今後地域活動に積極的に関わりたいと回答するなど、地域活動への促進を図ることができた。</u>	3 目標をほぼ達成
2				
3				
⑤ 特筆すべき取組を含めた総評(令和●年度)				
地域包括ケアシステムが十分に周知されていないため、今後も継続して様々な機会を捉えて普及啓発し、見守り・支え合いの活動を広げていく必要がある。さらに、区民・活動団体・事業者・行政等が連携を強化し、見守り・支え合いのネットワークを形成していく必要がある。				

- ① 「重点的な取組・方針」は、別紙1の項目を入れてください
- ② 「取組状況」は、数値で事業の実績・効果等を把握できる重点的な事業を抽出してください。
- ③ 「取組状況に対する評価」は、取組状況を加味しながら、重点的な取組・方針の達成状況を記入してください。
評価に際しては、結果や成果のみならず、プロセスとして工夫したことの有無、効果（地域住民の意識や行動の変化・関係機関との連携による影響など）も入れて総合的に評価し、記入してください。
- ④ 「事業の達成度」については、5段階で評価してください。（1ページの区地域福祉計画における評価の考え方を参照）
- ⑤ 「特筆すべき取組を含めた総評」は、総評を記入するとともに、次年度に向けて改善点があれば記入してください。

◆第6期各区地域福祉計画における重点的な取組・方針のある第3階層について

※ 各区地域福祉計画の階層は、概ね4層(基本理念－基本目標－基本方針・施策－取組)構成となっている。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
1	地域活動への支援・参加の促進	わがまちや地域包括ケアのことを知る	ボランティア・地域活動支援	健康づくり・いきがいきづくりの推進	ご近所で支え合う地域づくり	情報提供の充実	地域活動を担う人材の発掘と育成
2	情報提供の充実	多様なつながりから、新たな地域活動を育む	地域で活躍する担い手づくり	活動・交流の場づくりや機会づくり	理解と共感を広げる情報発信の充実	地域の支え合い活動の推進	保健・福祉情報の発信と充実
3	区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり	多様な人がともに住むことへの理解を深め、互いに見守り・支え合う	情報提供の充実	情報提供の充実	区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上	区民・団体・民間・行政の連携	保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応
4		防犯・防災のまちづくりを進める	包括的な相談・支援機能の充実				要支援者等へのサポートの充実
5			地域マネジメントと地域コミュニティの推進				

第6期 麻生区地域福祉計画(令和3～5年度)・令和4年度評価

重点的な取組		令和4年度取組状況	取組状況に対する評価	事業の達成度	【参考】令和3年度取組状況
1	地域活動の参加につながる取組の推進	《地域活動に関わる人材の発掘と育成》 ・保育ボランティア研修:3回21人 ・識字ボランティア研修:10回184人 ・シニアの社会参加支援:6回 92人 ・市民エンパワーメント研修:5回 39人 ・認知症サポーター養成講座:37回727人 ・すくすく子育てボランティア育成事業:134人 ・健康づくりボランティア養成教室:14人 ・健康づくりボランティア体験会:2回6人 《食生活改善推進員の育成》 ・食生活改善推進員養成教室修了者:14人 《地域人材コーディネート機能の充実》 ・生涯学習相談コーナーの開設:週1回 《地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用》 ・ちいきのちからシート実施:3団体119人 《学生ボランティア活動の促進》 ・学生ボランティアマッチング数:10人 ・学生ボランティアに関する講義:3回(うち1回再掲)	・オンラインツールの併用や実施方法を工夫することで、コロナ禍においても研修や養成講座等を実施することができ、幅広い地域人材の発掘と育成に寄与することができた。 ・調理実習やグループワークを控えるなど実施内容を工夫するとともに、今年度から新たに健康づくりボランティアの養成教室と一緒に開催し、4日間に渡る食生活改善推進員養成教室を開催することができ、地域の中で食を通じた健康づくりを行う人材の育成を図ることができた。 ・生涯学習相談コーナーを10月に再開し、「麻生区市民団体検索システム」を活用した。また、窓口担当者交流会に参加し、活動内容について情報交換することで、地域人材コーディネート機能の充実を図ることができた。 ・「ちいきのちからシート」について、こども文化センター職員や金程中学校区ネットワーク会議において実施した他、初の試みとして区が主催するイベントの来場者に向けて実施するなど、地域を見つめるきっかけとして活用することで、区民が主体的に関わる地域づくりの推進を図ることができた。 ・学生ボランティアと派遣先のマッチングを行うとともに、田園調布学園大学の授業にて認知症サポーター養成講座等を行うことで、ボランティアなど地域活動の担い手となるための啓発を図ることができた。	3 目標をほぼ達成	《地域活動に関わる人材の発掘と育成》 ・保育ボランティア研修:2回 29人 ・識字ボランティア勉強会、研修:2回 28人 ・高齢者セミナー:5回 25人 ・シニアの社会参加支援:5回 62人 ・認知症サポーター養成講座:2回 170人 ・すくすく子育てボランティア育成事業:116人 《食生活改善推進員の育成》 ・食生活改善推進員養成教室修了者:17人 《地域人材コーディネート機能の充実》 ・登録様式の見直し、システム改修実施 《地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用》 ・ちいきのちからシート実施:10団体 1,461人 《学生ボランティア活動の促進》 ・学生ボランティア派遣:実施なし ・学生ボランティアに関する講義:3回(うち1回再掲)
2	保健福祉に関する情報発信の充実	《様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信》 ・市政だより麻生区版にて地域包括ケアに関する特集記事の掲載 ・「区民まつり」「福祉まつり」「子育てフェスタ」等イベントでの情報発信 ・「保健福祉の相談窓口一覧(保存版)」、「きゅっとハグあさお」の改訂 ・しんゆりフェスティバルマルシェへのブース出店(あさお子育てフェスタ) ・Twitter、Youtube、公学連携ネットワークを活用した情報発信	・市政だよりや区HP、Twitter、関係機関とのネットワークやイベントなど様々な機会を活用して広報を行った。また、公式Youtubeチャンネルを活用し、各課が作成した動画(防災に関する動画や、健康づくりに関する動画)を配信するなど、様々な媒体を利用して保健福祉に関する広報を積極的に行うことができた。 ・「保健福祉の相談窓口一覧(保存版)」の改訂版を発行し、区内相談支援機関や民生員等に配布した。改訂版作成にあたっては、二次元コードを活用し、双方向性の視点から意見を聞く広聴フォームの掲載、AIチャットボットによる「悩み・困りごと相談」の利用方法の掲載、最新版を区HPで閲覧可能にする仕組み等、インターネットとの連携を図り、情報発信の充実を図った。	3 目標をほぼ達成	《様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信》 ・「保健福祉の相談窓口一覧(保存版)」冊子の全戸配布 ・市政だより麻生区版にて地域包括ケアに関する特集記事の掲載 ・区HPの子育て支援情報ページの体系整理 ・子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」の大幅改訂 ・しんゆりフェスティバルマルシェへのブース出店 ・麻生区・6大学公学協働ネットワークを活用した情報発信
3	認知症にやさしいまちづくりの推進	《認知症介護教室》 ・認知症介護教室:6回 49人 《あさおオレンジプロジェクト》 ・あさおオレンジプロジェクト会議:4回 ・認知症講演会:2回 ・認知症にやさしいまち表彰:7店舗 ・麻生図書館・柿生分館パネル展示:2回 ・認知症サポーター養成講座:37回(再掲) ・RUNTOMO+あさお実行委員会へ出席:7回 ・キャラバン・メイト連絡会:2回 《認知症訪問支援事業》 ・認知症訪問支援チーム員会議:8回(定例6回、臨時2回) 《あさおSOSネットワーク事業》 ・区内発生件数:1件	・感染症対策を図るとともにオンラインツールも活用しながら認知症介護教室を開催することで、介護者が疾病を理解し、対象者に合った対応ができるように支援するとともに、座談会を実施して介護者同士での交流機会を創出することにより、介護者の精神的負担感の軽減を図ることができた。 ・あさおオレンジプロジェクトとして関係機関・団体から意見を取り入れて取組を推進し、オンラインツールを活用した認知症講演会や、認知症サポーター養成講座、認知症にやさしいまちの表彰などを実施することで、様々な主体と連携し、認知症になっても安心して暮らせる地域の支援体制づくりを推進することができた。 ・認知症訪問支援チーム員会議を開催し、支援対象者を医療受診、介護サービス利用につながるよう支援を行い、地域で支えあう仕組み作りを推進することができた。 ・区内で1件の行方不明が発生したが、ネットワークへの事前登録が活かされ、地域包括支援センター、警察署などの関係機関と連携し情報の共有を行うことで、迅速な発見・保護を支援することができ、認知症の人の安全と家族への支援を行うことができた。	3 目標をほぼ達成	《認知症介護教室》 ・認知症介護教室:6回 40人 《あさおオレンジプロジェクト》 ・あさおオレンジプロジェクト会議:4回 ・認知症講演会:1回 ・認知症にやさしいまちインタビュー:6回 ・認知症にやさしいまち表彰:5店舗 ・区役所ロビーパネル展示:2回 ・麻生図書館・柿生分館パネル展示:2回 ・認知症サポーター養成講座:2回(再掲) ・認知症の人の声ポスター作成、 区役所内での掲示及び関係機関への掲示依頼(226か所) 《認知症訪問支援事業》 ・認知症訪問支援チーム員会議:10回(定例6回、臨時4回) 《あさおSOSネットワーク事業》 ・区内発生件数:2件
4	地域における見守り事業の充実	《ひとり暮らし等高齢者見守り事業》 ・高齢者生活状況調査(差分調査)の実施 ・見守り対象者:44名 《麻生区高齢者見守りネットワーク事業》 ・通報件数:6件 ・協力事業者数:24業者 ・情報交換会:2回 《川崎市地域みまもりネットワーク事業》 ・通報件数:7件	・調査方法を郵送調査中心に変更し差分調査を実施し、民生委員・児童委員の協力のもと、実態調査により見守りの対象者を選定することができ、「互いに助け合う」仕組みづくりを進めることができた。 ・麻生区高齢者見守りネットワーク事業に新たに1事業所が加入したことや、情報共有や連携強化を図ることを目的とした協力事業者及び関係機関(民生委員、地域包括支援センター、警察、消防など)との情報交換会をオンライン含め2回開催したことにより、地域における見守り機能を強化することができた。 ・川崎市地域みまもりネットワーク事業について協力民間事業者から7件の通報があり、区役所と地域包括支援センターや警察、民生委員児童委員など関係機関が連携して対象者の安否確認等を行うことにより、異変が生じた状況に迅速に対応することができた。	3 目標をほぼ達成	《ひとり暮らし等高齢者見守り事業》 ・高齢者生活状況調査(全数調査)の実施(6,744件) ・見守り対象者:45名 《麻生区高齢者見守りネットワーク事業》 ・通報件数:4件 ・協力事業者数:23業者 ・情報交換会:1回 《川崎市地域みまもりネットワーク事業》 ・通報件数:5件

特筆すべき取組を含めた総評(令和3～5年度)令和4年度	
令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、オンラインツールの活用や実施方法を工夫して行うことで、目標の達成に向けて区の実取組を推進することができた。ただ、コロナ禍において活動を制限・休止する地域活動団体も多くあるとともに、人材の発掘と育成に関して、積極的な参加の呼びかけを行えない時期が生じた。次年度に向けて、基本的感染対策に取り組みながら、麻生区らしい地域包括ケアシステム構築に向け、引き続き、区民と行政、関係機関等が連携し、重点項目を中心に各取組を推進していくことが必要である。	

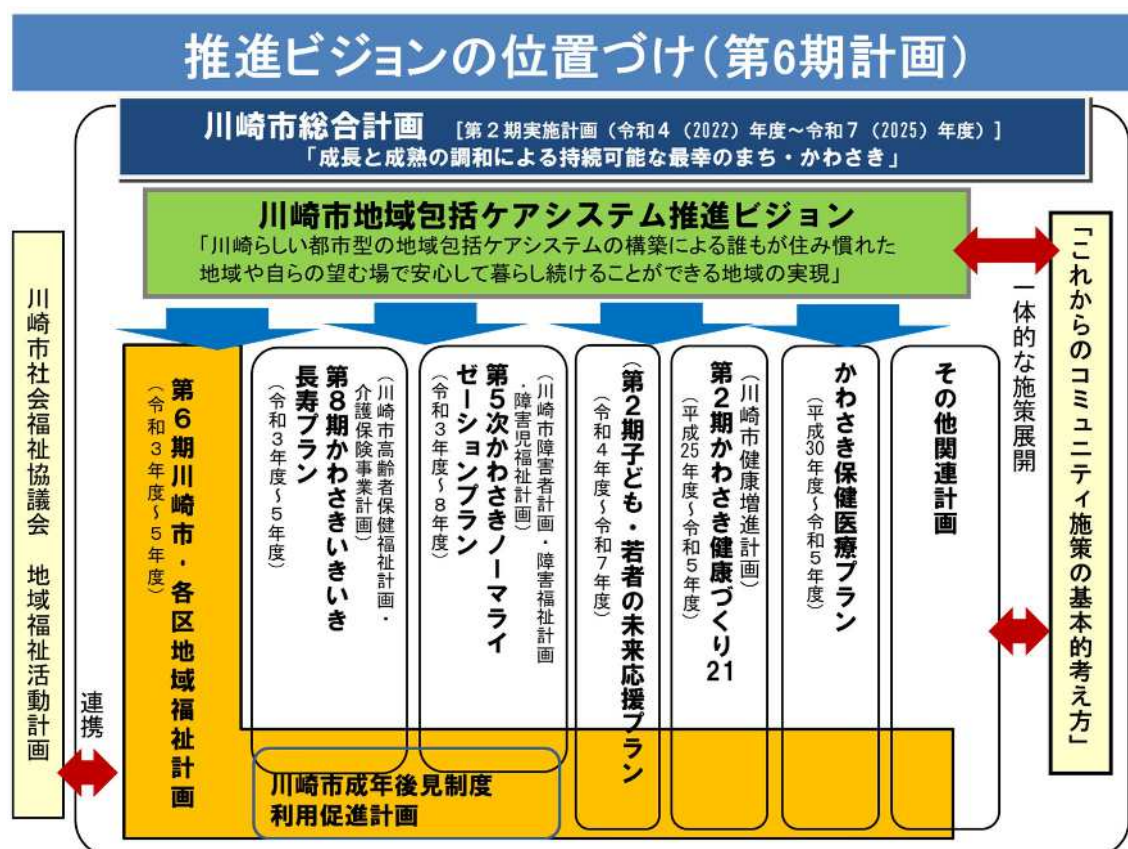
第 7 期川崎市・各区地域福祉計画の策定について

1. 地域福祉計画の位置付け

- ・社会福祉法第 107 条に規定する市町村計画で、策定について努力義務がある。
- ・「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられている。
- ・現行の第 6 期計画においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、関連個別計画を横につなぎ、地域福祉の向上を図るための計画と位置付けている。

2. 第 7 期地域福祉計画の策定に向けた考え方

- (1) 第 7 期計画策定に向けては、「個別支援の充実」と「地域力の向上」の更なる推進に向けて、地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本的な視点と計画の基本目標を合わせ、地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画として位置付けを高めていく。
- (2) 第 7 期計画については、計画期間を令和 6 から 8 年度までの 3 年間とする。
 なお、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」では、第 2 段階（システム構築期）を団塊の世代が後期高齢者となる「2025 年」としており、その後の第 3 段階（進化期）においては、これまでの取組を詳細化して、さらに推進していく。
- (3) 「成年後見制度利用促進計画」については、第 6 期から地域福祉計画の一部として位置付け、一体的に策定している。



※今後、計画体系図については、第 7 期計画の中で検討

3. 地区カルテ等を活用した地域マネジメントの更なる推進

- (1) コミュニティ施策と連携を図りながら、小地域での自治を推進し、互助を支える仕組みづくりを進めるため、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを引き続き、推進する。
- (2) 取組の推進に向けては、「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」の地区担当エリアの状況も踏まえ、社会福祉協議会と連携して推進するため、引き続き、地域の状況を把握するための基本的な単位を「地域ケア圏域」として、地区社会福祉協議会をベースとした市内 44 圏域とする（麻生区は民児協区）。
- (3) 区地域福祉計画には、「地域ケア圏域」ごとの地区概況を記載する。
- (4) なお、第 6 期計画から、「地域ケア圏域」について介護保険制度上の「日常生活圏域」と同一としている。
- (5) さらに、取組の推進に向けた業務のイメージについて、「地域包括ケア推進のための地域マネジメントの考え方と取組の実践例」を踏まえ、地域ケア圏域を意識しながら地域づくりを進めるため、区役所内で、各区の実情に応じて、地区ブロック会議、地域情報交換会、職員研修等に取り組み、好事例を横展開していくなど、地域マネジメントの取組の充実を図る。

4. 「第 7 期市・区地域福祉計画策定・推進指針（案）（R5 年 6 月策定予定）」について

- ・「策定・推進指針」は、主に区計画の策定の事務局となる地域みまもり支援センターの職員等が、基本となる事項について、全区が共通認識を持ち計画を策定できるようにまとめたものである。
- ・上記「3. 地区カルテ等を活用した地域マネジメントの更なる推進」の内容については、指針に盛り込み、「策定・推進指針」として策定する。
- ・「策定・推進指針」をもとに、市計画と整合を図りながら、各区において、区計画の策定を進めることとする。

5. 第 7 期地域福祉計画策定スケジュール

（令和 4 年度）

- ・「地域福祉実態調査報告書」のとりまとめ

（令和 5 年度；市計画部分）

5 月 3 0 日	社会福祉審議会総会、第 1 回地域福祉専門分科会（委員選任）
6 月 9 日	第 2 回地域福祉専門分科会（課題整理、基本目標等の検討）
7 月下旬頃	第 3 回地域福祉専門分科会（取組課題の検討等）
1 0 月中下旬頃	第 4 回地域福祉専門分科会（計画書案の検討等）
1 1 月頃	政策調整会議への付議、健康福祉委員会への報告
1 2 月頃～	パブリックコメント
1 月中旬頃	説明会の実施
3 月中旬頃	第 5 回地域福祉専門分科会（計画書の検討等）、計画書策定

(案)

第7期川崎市・各区地域福祉計画 策定・推進指針

“地域福祉を進めていくにあたって”

令和5年6月

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

目 次

はじめに -----	1
第1章 「地域福祉」とは -----	2
1 生活の拠点である地域	2
2 市民と行政	3
3 市民参加とは	3
第2章 第7期計画策定の基本的な考え方 -----	6
1 計画改定の趣旨	6
2 地域包括ケアシステム推進ビジョンとの関係性	9
3 第6期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進の方向性	10
4 計画に盛り込む内容	13
第3章 第7期計画策定・推進の進め方 -----	16
1 地域の身近な課題に対応するための体制づくり	16
2 計画の策定作業	17
3 社会福祉協議会との連携	19
4 計画策定・推進を通じた地域マネジメント	22
5 計画策定・推進のプロセス	26
【参考資料】	27
1 川崎市自治基本条例	
2 地域包括ケアシステムの構築に向けた川崎市の取組	
3 地域包括ケアシステム推進に向けた取組の視点	
4 コミュニティ・ケアの仕組みづくり（イメージ）	
5 令和5年度 第7期地域福祉計画策定スケジュール（案）	

はじめに

本市においては、平成 27 年 3 月に、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」を策定し、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指しています。こうした中で、地域福祉計画においては、平成 30 年 4 月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において社会福祉法が改正され、地域における高齢者・障害者・児童・その他の福祉に関する共通事項を定めることとなり、福祉分野の上位計画と位置付けられました。

さらに、同改正により、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

こうした動向は、まさに本市が目指している方向性と同様であり、「第 5 期川崎市・各区地域福祉計画」以降、策定にあたっては、「推進ビジョン」を関連個別計画の上位概念として、関連個別計画を横につなぎ、こうした理念を実現するための計画として、地域福祉計画を位置付けてきました。

また、地域福祉の実現に向けては、社会福祉協議会との連携も重要であり、「川崎市地域福祉活動推進計画」及び、「各区地域福祉活動計画」との連携が図れるよう取り組んできました。

今般の計画策定に向けては、国のガイドラインを参考としながら、第 6 期計画期間中（令和 3～令和 5 年度）の現在、地域住民との対話を通じた地域課題の把握、解決に向けた取組等として、区ごとに取り組んでいる「地区カルテを活用した地域マネジメント」の取組を推進していくために、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」と連携しながら、平成 28 年度に各区に設置した「地域みまもり支援センター」の目的である「個別支援の強化」と「地域力の向上」を一体的に推進し、地域包括ケアシステムの構築により市民にとって安全・安心なまちづくりを進めて行くことを目指しています。

この指針につきましては、令和 5 年度に、「川崎市地域福祉計画（以下、「市計画」という。）」及び、「各区地域福祉計画（以下、「区計画」という。）」を策定していくにあたり、組織内の意識醸成、組織を超えた連携を意識しながら、主に、区計画策定の事務局となる「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」の職員が基本となる事項について、全区が共通認識を持って策定にあたるために活用していただくとともに、市計画及び区計画策定に携わる関係課職員及び、関係機関職員にも、参考として活用していただきたいと考えています。

第1章 「地域福祉」とは

単なる「地域における社会福祉」ではなく、それぞれの生活の拠点である地域において、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、市民と行政がともに地域社会の生活課題の解決に取り組むことにより、誰もが安心していきいきとすこやかに暮らせるような地域社会を作ることが地域福祉です。

1 生活の拠点である地域

「生活の拠点」とはどこか？

《地域の種類》

- ① 広域～神奈川県外
- ② 県域～神奈川県内
- ③ 市内～川崎市内
- ④ 区域～7区内
- ⑤ 小地域～日常生活圏域（地域）～家庭（最小単位の地域）まで

日常生活圏域の範囲については、人それぞれの活動範囲が違います。例えば、「働いている人」は1日のほとんどの時間を「働く場所」で過ごし、その際の最小単位は、「職場の課や係」などになります。また「働いていない人」、「子育てしている人」、「学校に通う子ども」、「障害のある人」、「高齢者」、「ボランティア活動をしている人」など、生活スタイルの違いによって、「家から歩いていける近隣」、「通学する学校」、「作業に通っている所」「入所している施設」「活動を行う地域」などが最小単位となります。

また、ほとんどの人は、時間に応じて、それぞれ地域を移動しています。例えば、「働いている人」も休日は、「自宅付近」で過ごしています。

すなわち、日常生活圏域の範囲については、それぞれの生活スタイルや時間によって変化するために、「ここ」という範囲が決められないといえます。

しかしながら、すべての人は「家庭」を最小単位のコミュニティとして、「ひとり暮らし」であっても、その範囲を「隣接している家庭」、「向こう三軒両隣」、「ご近所」、「町内」、「小学校区域や中学校区域又は地区社協区域」と広がっていくことは同じであり、どの範囲にポイントをおいて、地域課題の解決をめざすのかを決めることが必要と考えられます。

2 市民と行政

市民とは、「本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」のことと定義されています（川崎市自治基本条例第3条第1号）。

市民は、「地域福祉の担い手」であり、具体的には次のような個人や団体などを指します。

《市民＝地域福祉の担い手》

- ① 地域の住民
- ② 町内会・自治会等
- ③ 企業・商店街等
- ④ 民生委員児童委員
- ⑤ ボランティア・ボランティア団体
- ⑥ NPO法人等
- ⑦ 農業協同組合、消費者生活協同組合
- ⑧ 社会福祉法人、社会福祉協議会
- ⑨ 社会福祉従事者
- ⑩ 福祉関連民間事業者
- ⑪ その他

地域福祉の担い手である市民と行政との関係について、本市では、川崎市自治基本条例を制定し、市民と議会と市長等が担うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

3 市民参加とは

自治に対しての市民参加については、政治と行政に区別できますが、地域福祉計画が参加を促進しているのは、行政への市民参加となります。

- 政治への市民参加； （例）選挙、住民投票等
- 行政への市民参加； （例）審議会・委員会への公募型参加、アンケート、各種調査、懇談会・交流会、タウンミーティング、ワークショップ等

少子高齢化の急速な進行により、人口減少社会となり、核家族化が進んだことにより介護や子育ての家族意識の変化が生じ、地域において、共に助け合う風土が希薄化して

いるといえます。こうした中で、高齢者等を対象とした詐欺事件や、ひきこもりや児童虐待、ホームレス、孤独死などの社会問題が発生している状況にあります。

そこで、これまでも、行政として、施策等の策定手法とその進め方についての工夫が求められてきたところであり、サービスの受け手である市民が参加することで、真に市民の課題解決に行き届く施策の充実を目指してきたところです。

地域社会の生活課題の解決に向けては、一人一人の生活課題が“地域”という視点でつながった時、はじめて地域社会の生活課題が浮き彫りになります。こうした多様な生活課題を一つ一つ整理するためには、個別の行政計画や施策が取り組んできたこと、これから取り組むべき課題に対処し、優先すべき生活課題の焦点をどこにあてていくかを、地域性を考慮し、範囲を決めて、解決に向けて取り組む仕組みづくりを絶えず進めていくことが必要と考えられます。

そのための範囲は、行政区では大きすぎて、生活課題がぼやけてしまい、地域を細かく細分化してもかえって地域としての課題を狭めることになる可能性もあります。

実際に、個別計画や施策を考慮した場合、例えば、「小学校区」や「中学校区」などは、単に行政が同じ小学校や中学校に通う範囲を定めたものであり、行政はその単位でハード的な施設の建設などの目安としていますが、行政サービスの供給単位としては、あまり捉えられていないといえます。

しかしながら、拠点としての場の確保などを考えた場合には、災害時の避難所に指定されているなど、中学校や小学校は市民にとって、どこにあるかすぐ分かる利点もあります。

さらに、生活課題の解決に向けて取り組む仕組みづくりを考えた場合、既存の地域福祉活動基盤がある「地区社協区」、「地区民児協区」などには、実際に解決に向けて取り組む際の実効的な利点があります。

地域社会の課題解決に向けては、あらゆる過程での「市民の参加」が重要となることから、一つの例として、一人一人の生活課題が“地域”という視点でつながった「地域社会の生活課題」を掘り起こすために、一定の範囲でワークショップや住民座談会、住民交流会を開催することが効果的と考えます。

ここには市民参加が不可欠であり、ここで掘り起こされ、焦点が充てられた「地域社会の生活課題」にどう取り組んでいくかを考える過程でもワークショップなどの手法を用いて、取組・仕組みづくりを検討していく。ここでも、「担い手」とも「受け手」ともなる市民参加が不可欠となります。また、実際に取り組んでいく実行段階でも、自分たちの「地域社会の生活課題」を解決していくために、自分の状況に応じて、一人一人ができることをできる範囲で参加する姿勢が不可欠となります。

地域の中で、市民が意識して、自分たちの手で何とかしようという行動がなければ、真の意味での「地域社会の生活課題」の解決は難しいと考えられます。

こうした市民参加を通じた地域福祉の推進に向けては、単に地域における福祉という狭い範囲ではなく、また、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などのいわゆる給付や支援を基本とした福祉の範囲に収まるものではなく、まちづくりとしての広い視点で取組をめざすものです。

第2章 第7期計画策定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

(1) 地域福祉計画の背景

地域福祉の概念は社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」としています（第6期川崎市地域福祉計画より抜粋）。

社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

つまり、行政や事業者だけでなく、地域住民もその課題解決に向け、自発的に取り組み、地域性に合わせた福祉活動を総合的に推進することです。

社会福祉法では、こうした地域福祉推進のための方策として、地域福祉計画の策定を求めています。

社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係

部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年 4 月の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、上記法改正において、法第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

具体的には、有識者による「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ（令和元年 12 月 26 日）における提言として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進し、地域共生社会に踏み出していくため、取り組むべき事業が提起されました。

取り組むべき事業とは、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に行うこととされています。

さらに、令和 2 年 6 月の社会福祉法（令和 2 年法律第 52 号）の一部改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援に向けて、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等の規定が、法第 106 条の 4 として創設されました。

厚生労働省は、法改正の施行に向けて、令和 3 年 3 月 31 日に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」として、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを示しています。

（2）計画改定目的

国のガイドラインでは、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を乗り越えるためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要であり、そのためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」の実現が重要であるとしています。

また、人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして地域社会からの孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及ぶとともに、個人やその世帯の中で複合・複雑化していることが考えられます。

こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見のではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意

欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「くらし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、地域共生社会の実現に向けて重要であるとしています。

こうした考え方は、本市において推進している「川崎らしい地域包括ケアシステムの構築」そのものであり、各区に地域みまもり支援センターを設置し、「個別支援の強化」と「地域力の向上」に向けた取組を行ってきたところです。第7期計画は、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するための基幹的計画として位置づけ、策定するものです。

<地ケア構築に向けたこれまでの取組・経過>

- ・川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン策定。全世代を対象とした都市型の地域包括ケアシステムの構築。（平成27年3月）

第1段階（2018年3月まで） 土台づくり

第2段階（2025年まで） システム構築期

第3段階（さらなる進化） 時代や社会状況に応じた取組

※本市における地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元年度に開催した「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」報告書においても、「人口のピークが2030年でその後も高齢化が続いていく本市においては、2025年までに一定のシステム構築を図るとともに、その後も加速度的な取組が求められ、中長期的に捉えていくことが必要」と示されており、今後、計画策定の中で考え方を整理します。

- ・川崎市総合計画策定第3期実施計画（R4～R7）により具体的な取組を定めます。
- ・厚労省において「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置。地域共生社会の実現に向けた検討開始。（平成28年7月）
- ・厚生労働省においては、有識者による「地域共生社会推進検討会」が令和元年5月から開催され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、12月に提言をまとめ、令和2年改正社会福祉法に、新たな事業として「重層的支援体制整備事業」を創設した。

<主な関連計画>

- ・個別計画との連携を引き続き行う。
 - かわさきいきいき長寿プラン（老人福祉法に基づく「老人福祉計画」および介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして作成した計画）
 - かわさきノーマライゼーションプラン（障害者基本法に基づく「障害者計画」および障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」等を一体のものとして作成した

計画)

- 川崎市子ども・若者の未来応援プラン（子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」）
- かわさき健康づくり 21（健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」）
- かわさき保健医療プラン 等

※川崎市生活保護・自立支援対策方針の対象期間が平成28年度に終了したため、地域福祉計画において生活困窮者対策自立支援方策を位置付けます。

※成年後見制度利用促進法第14条に定める「成年後見制度利用促進計画」については、地域福祉計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。

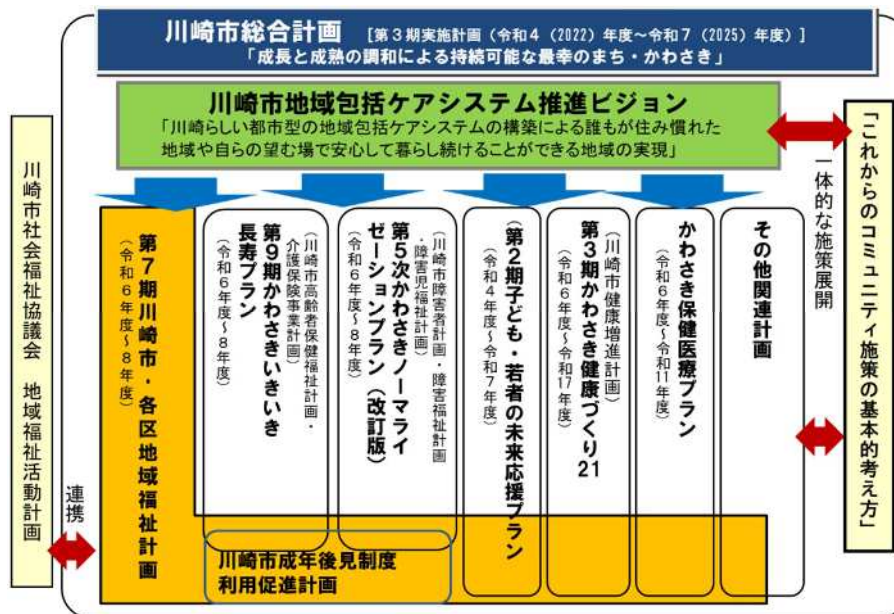
2 第7期川崎市・各区地域福祉計画策定・推進の方向性

（1）地域福祉計画の位置付け

- ・社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画。
- ・地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画としての地域福祉計画は、住民が主体となって取り組むことをベースとした行政計画であり、本市においては、政令指定都市であることから、市計画と区計画を作成しています。
- ・保健・医療・福祉という身近な生活に関連する個別計画（高齢・障害・児童等）と、地域という視点から横断的に連携し、また、まちづくりや教育等生活関連分野との連携により、地域の課題解決に向けた体制づくりを進めます。
- ・市総合計画に基づいて、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を目指し、第3期実施計画との整合性を図って推進します。
- ・社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図ります。

（2）地域包括ケアシステム推進ビジョンとの関係性

- ・市計画については、地域包括ケアシステムを構築していく基幹的な計画として、国のガイドラインも参考としながら、推進ビジョンの基本的な5つの視点に基づく取組を基本に、分野をまたいで共通して取り組むべき事項等を記載する計画とします。
- ・区計画については、地域包括ケアシステムを構築していく個別計画の1つとして、第6期に引き続き、地域課題解決に向けた体制づくりを行うための計画とします。



（３）計画期間

- ・「かわさきいきいき長寿プラン」等関連する個別計画と整合を図るため、計画期間を３年間とし、次期（第７期）計画は、令和６～８年度とします。

（４）地域福祉計画策定・推進の概要

住民に身近な区役所が地域マネジメント機能を担うことを基本としていることから、地域福祉の推進に向けては、区計画をベースとしながら、市計画の支援機能を高めていく必要があります。あわせて、川崎市としての一体的な取組が必要な内容については、市計画に示していくことが必要と考えられます。

① 市計画

- ・計画策定・推進に向けては、本市の地域包括ケアシステム構築につなげられるように、多様な主体の参画による「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」運営委員等からの意見聴取とともに、行政内部での本庁関係各課、「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下、「地域みまもり支援センター」という。）」職員による連絡会議などで情報共有を図りながら、審議会としての川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下、「地域福祉専門分科会」という。）の学識経験者や地域福祉関係団体の代表等による議論を通じて、課題分析を行い、その分析を踏まえて、計画を検討します。
- ・また計画案については市民意見を幅広く募りながら、策定作業を進めます。
- ・計画の推進にあたっては、国の動向を踏まえ、各区における取組状況を把握し、事務事業レベルの進捗状況を確認しながら、本市における地域福祉の向上を目指します。

- ・地区カルテ等を活用した地域マネジメントを一層推進していくため、これまでの地域みまもり支援センターにおける地区担当エリアの状況を踏まえ、社会福祉協議会との更なる連携を見据えて、第6期から地域の状況を把握するための基本的な単位を「地域ケア圏域」として、地区社会福祉協議会をベースとした市内44地区としています（麻生区は民児協区）。
- ・計画の評価については、住民が主体となって取り組む活動等については、区計画をベースとしながら、国の地域福祉計画策定ガイドラインをベースラインとした取組とあわせて、地域福祉専門分科会において評価を実施することとします。

【市計画構成イメージ】 ※今後の具体的な検討の中で調整していく予定。

第1章	趣旨と位置付け	計画の趣旨・期間、計画の位置付けと関連計画の関係性、これまでの計画の進捗状況と課題
第2章	地域福祉を取り巻く状況	地域福祉を取り巻く状況、地域福祉に関する実態調査、本市における地域福祉を取り巻く動向
第3章	地域福祉の推進に向けた今後の取組の方向性	めざすべき姿、第7期計画期間における施策の方向性、第7期計画の実施状況の点検・見直し
第4章	具体的な事業展開	<u>① 意識の醸成と参加・活動の推進</u> <u>② 住まいと住まい方</u> <u>③ 多様な主体の活躍</u> <u>④ 一体的なケアの提供</u> <u>⑤ 地域マネジメント</u>
第5章	各区計画の概要	各区計画の概要

②区計画

- ・計画策定・推進に向けて、各地域における地区カルテ等を活用した地域マネジメントに向けた住民同士の協議の場での生活課題の把握や、地域みまもり支援センターが事務局機能を担う、「相談支援・ケアマネジメント推進委員会（高齢分野）」、「障害者自立支援協議会（障害分野）」、「子育て支援ネットワーク会議（児童分野）」等への情報共有・意見聴取等により連携を図りながら、区計画推進会議の区民が構成員となる会議等を通じて、課題分析を行い、課題を踏まえて、計画を検討します。
- ・また、計画案については、区民意見を幅広く募りながら、策定作業を進めます。

- ・計画の推進にあたっては、住民一人ひとりへの「個別支援の強化」と地域の多様な主体が連携した「地域力の向上」を目指し、各部署が持つ専門的機能・人材を活かした地域マネジメントに取り組みます。
- ・上記のとおり、地域の状況を把握するための基本的な単位を「地域ケア圏域」とすることから、第6期に引き続き、この圏域毎に、地域の概況等を記載することとします。
- ・計画の評価については、住民が主体となって取り組む計画であり、行政の責務も含む計画であることを考慮した上で、住民による継続した地域福祉活動への動機付けとなることを重視して行います。

【区計画構成イメージ（例示）】 ※今後の具体的な検討の中で調整していく予定。

第1章	地域福祉計画の趣旨と位置付け、市計画の概要	計画の趣旨・期間、計画の位置付けと関連計画の関係性、第7期計画の実施状況の点検・見直し、市計画の概要
第2章	〇〇区計画の趣旨と取り巻く状況	区の概況・特色、現状・課題、「地域ケア圏域」の概況と特徴、第6期計画の振り返り
第3章	基本目標ごとの具体的な地域での取組、行政の事業展開	基本理念、計画の趣旨、各区の基本目標に沿った取組

※第1章については、各区共通とします。

3 計画に盛り込む内容

(1) 地域福祉計画における地域包括ケアシステム推進の在り方

本市においては、川崎らしい都市型の全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指していますが、推進ビジョンの基本的な視点に基づき地域みまもり支援センターにおいて取り組んでいる「地域のニーズ・課題・資源の把握」「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」など、いわゆる“自助・互助”の促進に向けた区単位での取組は、積極的に地域福祉計画へ盛り込んでいくことで、より一層、体系立てて地域包括ケアシステムを推進していくことが可能となります。

これまで、各区の地域性に応じて「子育ての推進」「高齢者、障害者施策の推進」「地域の繋がりづくり」等重点取組を定め、施策全体を体系化してきたところですが、地域包括ケアシステムの構築という視点を含めて改めて整理する必要があると考えられます。

「自助」・・・自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること

「互助」・・・町内会・自治会などの地縁組織や地域住民、ボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合い

「共助」・・・医療保険や介護保険のような社会保険を介して提供されるサービス

「公助」・・・主に税負担により提供される行政が担う社会福祉等

厚生労働省策定ガイドラインにおける事項等（「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（社援発0331第16号等 令和3年3月31日）参照）

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

※以下に、共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）
 - ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号関係）（1 の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）
 - イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第 106 条の 3 第 1 項第 2 号関係）
 - ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）
- ⑥ その他
 - 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等
- ⑦ 各区の地域福祉推進を支援する事業

第3章 第7期計画策定・推進の進め方

1 地域の身近な課題に対応するための体制づくり

(1) 支援機関の関係職員全員が計画に関わる必要性

行政・社協・各種相談機関は、地域における支援機関として、地域住民の安全で安心な暮らしを支える役割を担っています。そのため、それらの職員は、それぞれの業務を通じて、地域における住民の生活課題を把握し、その課題に対応していくことが求められています。

特に、区計画は、策定・推進を通じて、地域住民、地域における支援機関、「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）（以下、「地域みまもり支援センター」という。）」、区社会福祉協議会等が一体となって、地域課題を解決していくことを目的としています。

このことから、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、区社会福祉協議会等の職員は、それぞれの専門性を活かして区計画に関わるとともに、様々な生活課題に対応していくため、行政内部において、全庁をあげて対応していけるような総合性を持った計画とすることが必要となります。

(2) 組織・体制

①区計画の推進に向けた体制

- ・平成28年度の地域みまもり支援センター設置当初から、よりきめ細やかに地域支援を図るため、保健師を地区担当制とし、各区の状況に応じて地区担当エリアを分割し、関係部署間での地区担当エリアごとの地域の情報共有を図りました。その後、他の職種も担当地区を分担するなど、区ごとに工夫してきたところです。
- ・こうしたことから、第6期計画からは、各区において、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを一層推進していくため、これまでの地域みまもり支援センターにおける地区担当エリアの状況を踏まえ、社会福祉協議会との更なる連携を見据えて、地域の状況を把握するための基本的な単位を、地区社会福祉協議会をベースとした市内44地区に分けることとし（麻生区は民児協区を想定）、このエリアを「地域ケア圏域」と位置付けることとしました。
- ・区地域福祉計画においては、この「地域ケア圏域」ごとの地区概況を記載します。
- ・また、区内の各課と連携しながら作成するとともに、各区社協が必要に応じて、情報共有や意見交換を行うことが重要です。

② 区地域福祉計画推進会議

- ・各区においては、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域福祉の推進の観点から、「地域福祉計画推進会議」（名称は、異なる場合があります。）を設置し、計画で取り組むべき内容や方針について意見交換を行っています。
- ・学識経験者、医師会関係者、自治会・町内会関係者、民生委員児童委員関係者等により構成する「地域福祉計画推進会議」（名称は、異なる場合があります。）については、社会福祉審議会地域福祉専門分科会と異なり、地方自治法上の附属機関（第138条の4第3項）ではなく、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市民や有識者等から意見を聴取する会合としての「懇談会」として位置付けます。
- ・この地域福祉計画推進会議は、3年ごとの計画策定年においては、計画策定を主な役割としながら、通年の機能としては、区計画全体の様々な主体による取組を俯瞰し、様々な立場の委員から幅広い視点で意見をもらう場として運用していきます。

2 計画の策定作業

（1）市計画の改定作業について

①市域のデータ及びアンケートに基づく課題の検討

- ・計画所管課の健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当が中心となって、関連部署の業務から得られる多くの福祉保健関連の情報やデータ及び、令和4年度実施の「第6回川崎市地域福祉実態調査」「令和4年度高齢者実態調査」によるアンケート結果等を活用して、改めて地域福祉に関する課題を捉えなおし、分析・整理を行い、計画策定につなげることが必要です。
- ・また、課題を把握するのにあたっては、区計画の策定作業と連携しながら、相互に齟齬のない状況把握を行っていく必要があります。

③ 第6期計画の進捗状況の確認

- ・課題の検討にあたっては、現状の施策展開がどの程度図られているのか、達成度を把握する必要もあり、第6期計画の進捗状況について、毎年度の計画の評価結果も参考としながら、状況把握に努め、課題の発見につなげていくことが必要です。

④ 庁内関係部署との情報共有

- ・地域福祉計画は、福祉分野を中心に、取り扱う範囲も広汎に渡るため、必要に応じて、庁内の関係部署との情報共有・意識合わせが必要と考えられます。また、その際には、区計画も含めて、情報共有を行うことが必要となります。

⑤ 社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催

- ・市計画を中心に検討し、区計画についても、市計画との整合性を中心に、確認していくことになります。

第1回（5月30日）：委員の委嘱、地域福祉専門分科会委員の確定

第2回（6月9日）：第6期の振り返り、課題の整理、基本理念・目標の検討

第3回（7月下旬）：重点事項の検討、計画骨子作成

第4回（10月中旬）：計画素案策定

第5回（3月中旬）：パブコメ、区民説明会の意見を反映し、計画策定

⑥ パブリックコメント・説明会の実施（12～1月）

- ・市計画と区計画を合わせて実施し、市民意見を広く反映していくことが重要です。

⑦ 政策調整会議・市議会健康福祉委員会への報告（11月・3月）

- ・市計画と区計画を合わせて、11月頃を目途に、庁内の意思決定を行う、庁議としての政策調整会議に付議するとともに、市議会健康福祉委員会へ報告を行った上で、市民意見を広く求める手続きを進めます。

（2）区計画の改定作業について

①区域のデータ及びアンケートに基づく課題の検討

- ・計画所管課の地域みまもり支援センター地域ケア推進課が中心となって、関連部署の業務から得られる多くの福祉保健関連の情報やデータ及び令和4年度実施の「第6回川崎市地域福祉実態調査」によるアンケート結果等を活用して、改めて地域福祉に関する課題を捉えなおし、分析・整理を行い、計画策定につなげる必要があります。
- ・その際に、「相談支援・ケアマネジメント推進委員会（高齢分野）」、「障害者自立支援協議会（障害分野）」、「子育て支援ネットワーク会議（児童分野）」等の関係者のネットワーク会議や、地区カルテを活用した地域マネジメントの取組を通じて、把握した課題も踏まえた課題の捉えなおしをしていくことが重要です。

②第6期計画の進捗状況の確認

- ・課題の検討にあたっては、現状の施策展開がどの程度図られているのか、達成度を把握する必要もあり、第6期計画の進捗状況について、毎年度の計画の評価結果も参考としながら、状況把握に努め、課題の発見につなげていくことが必要です。

③庁内関係部署との情報共有

- ・市計画と区計画を策定していることから、両者の連動性を高めるため、市計画所管課の健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当との認識共有を図ることが重要であると考えられます。
- ・また、地域福祉計画は、福祉分野を中心に、取り扱う範囲も広汎に渡るため、必要に応じて、庁内の関係部署との情報共有・意識合わせが必要と考えられます。

④区地域福祉計画推進会議の開催

- ・学識経験者、民生委員児童委員、町内会・自治会、社会福祉協議会、社会福祉法人の代表等幅広く意見聴取する場として設置し、区計画案の検討を行います。

第1回（6月頃）	：第6期の振り返り、課題の整理、基本理念目標の検討
第2回（8月頃）	：重点事項の検討、計画骨子作成
第3回（9月頃）	：計画素案策定
第4回（2月頃）	：パブコメ、区民説明会の意見を反映し、計画策定

⑤説明会・パブリックコメントの実施（12～1月）

市計画と同じ。

⑥政策調整会議・市議会健康福祉委員会への報告（11月・3月）

- ・市計画と同じ。

3 社会福祉協議会との連携

令和4年度に実施した「今後の川崎市社協と川崎市の連携に関する検討会議」の中で、今後の連携の方向性を整理し、連携強化に向けた取組の方向性を次のとおり整理しました。

市と社会福祉協議会（以下、「社協」という）が連携を踏まえた事業展開を図る上では、事業等を実施する前に、区役所、区社協の担当間で地域の現状、課題を共有し、事業を企画するなどのプロセスが有効的です。また、企画や実行それぞれの段階で双方が一緒に取り組んでいくという日頃からの意識が必要であり、実績を積み上げて、将来に渡って引き継いでいくことが重要です。

（１）地域福祉活動計画の性質

地域福祉活動計画は、社協だけではなく、社協が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが相互に協力して策定する「地域福祉活動の協働を目的とした民間の活動・行動計画（住民行動計画）」です。

内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成活動などを組織立って行うことを目的とした地域の様々な団体、ボランティア等の主体的な参加によって、地域福祉を推進していくための取組の方向性を計画化するものとなっています。

本市では、市社協及び各区社協があり、令和２年度に、法人としては、一本化が図られたことから、市社協における市域での事業展開や区社協の支援の内容に加え、各区社協における地域人材の発掘・育成、地区社協支援や住民主体の小地域活動促進等を記載する「地域福祉活動計画」として一体の計画を策定することとしています。

（２）計画の策定について

市地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画は、これまでも双方の計画推進において連携を図ってきましたが、理念の共有化等により、地域福祉事業の展開において、その機能と役割が互いにより一層発揮できるよう、策定段階から一体的に進めることとしています。

（３）一体的な策定・推進とは

- ・地域福祉の推進主体として社協が積極的に関わることが出来るよう策定プロセスを合同で行ったり、内容を一部共有するなどを行います。
- ・最終的にはそれぞれの役割を踏まえて記載します。
- ・市・区地域福祉計画と同様計画期間を３年間とし、令和６～８年度とします。
- ・計画に基づき市・区、市社協・区社協がそれぞれ連携しながら取組を推進します。

（４）計画策定における市と社協の連携について

●川崎市・市社協

- ・基本的な理念の共有化を図る
- ・各計画目標の設定（行政計画と民間の活動・行動計画という性質上、目標をまったく同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは同じ方向性である以上、重点的な取組を合わせていくなどの手法を取る）
- ・策定委員の意見交換の場の設定

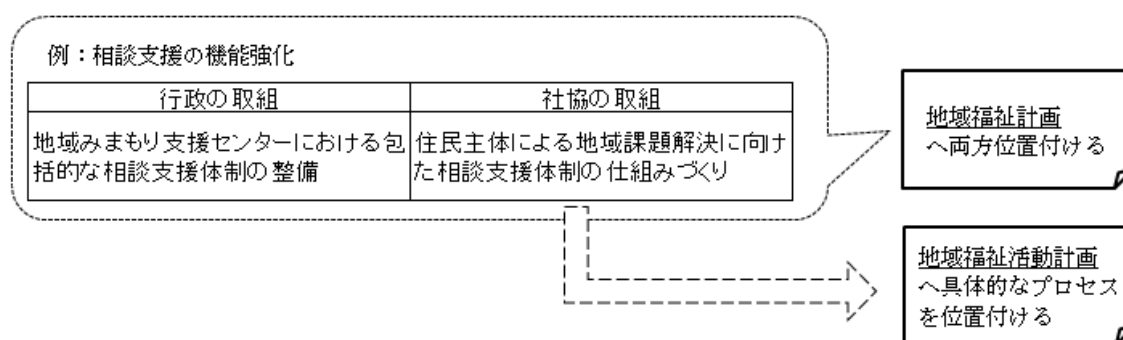
- ・事務局間の連絡会議の開催

●各区役所・各区社協

- ・基本的な理念の共有化を図る
- ・各計画目標の設定（行政計画と民間の活動・行動計画という性質上、目標をまったく同じにすることは困難な場合もあるが、目指す地域づくりは同じ方向性である以上、重点的な取組を合わせていくなどの手法を取る）
- ・事務局間の連絡会議の開催

（４）具体的な計画への位置付けイメージ

例えば相談支援体制の構築などの施策展開を図る場合、行政と社協のそれぞれの役割分担を行い、地域福祉計画には両方の取組を位置付け、地域福祉活動計画には、社協の具体的な事業、プロセスを位置付けます。



４ 計画策定・推進を通じた地域マネジメント

（１）地域福祉計画策定・推進を通じた地域づくり

地域福祉計画の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化することで、将来のあるべき姿について合意形成を図りながら、それぞれの主体が、役割に応じた具体的な活動を行い、地域福祉を推進していくことにあります。こうした中で、本市の地域包括ケアシステムの構築の取組と関連性が高く、行政として推進している地域マネジメントを進めていくことが重要です。

（２）地域マネジメントの推進

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その中で、５つの基本的な視点を定め、その一つとして、「地域マネジメント」を掲げています。

「地域マネジメント」は、地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築を目指した取組であり、その中で行政に期待される役割は、「多様な主体が各々に個別の役割を担う中で、関係者全員が同一の地域目標を共

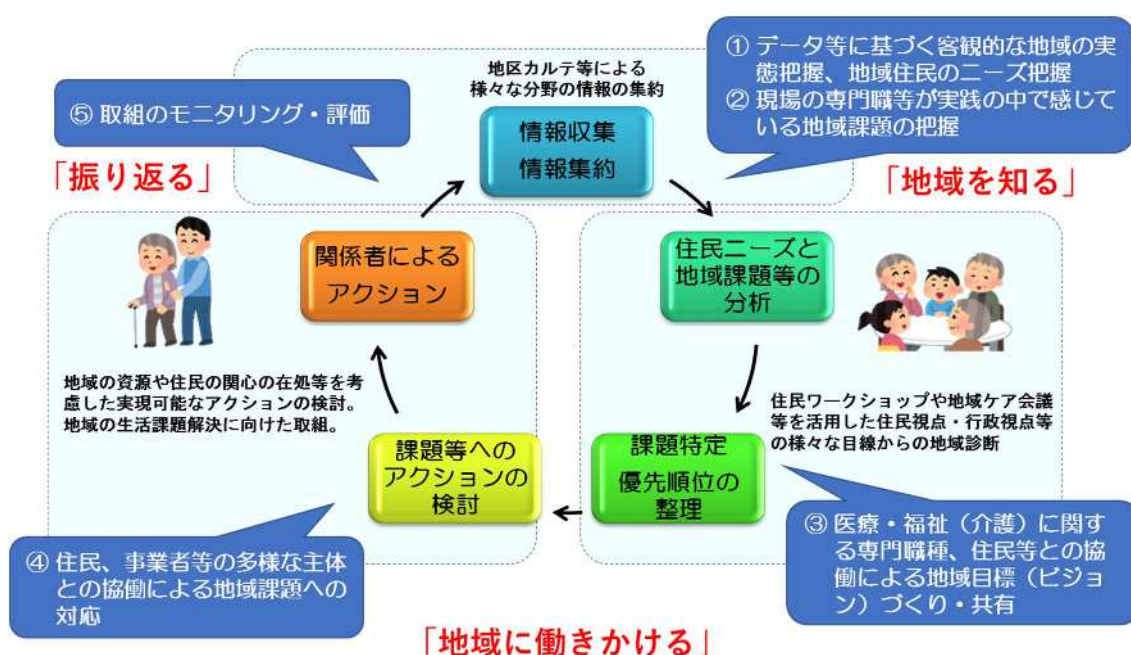
有するよう働きかけ、それを個々人のレベルまで反映させることにより、地域全体の目標の達成につなげる」という、限られた資源を最大限活用して、多様なニーズに対応することが求められる地域包括ケアシステム構築においては、極めて重要なものと考えられます。

こうした中で、行政による地域マネジメント推進のプロセスとしては、

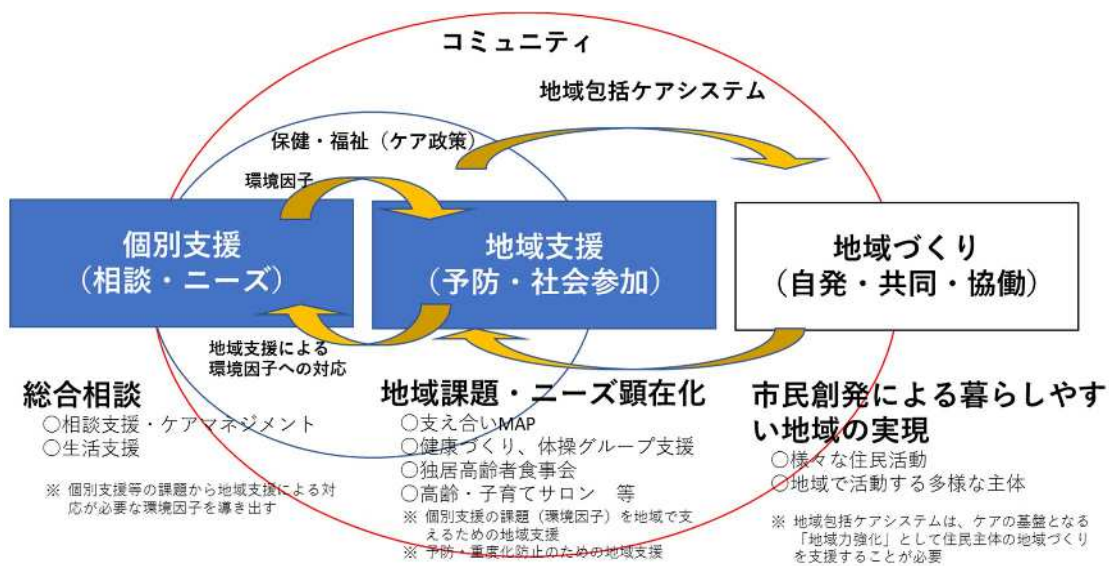
- (ア) データ等に基づく客観的な地域の実態把握、地域住民のニーズ把握
- (イ) 現場の専門職等が実践の中で感じている地域課題の把握
- (ウ) 医療・福祉（介護）に関する専門職、住民等との協働による地域目標（ビジョン）づくり・共有
- (エ) 住民、事業者等の多様な主体との協働による地域課題への対応
- (オ) 取組のモニタリング・評価

と考えられます。

地域マネジメントのプロセス（例）



さらに、地域マネジメントとしては、住民等による「地域づくり」と行政・専門職等による「個別支援」「地域支援」が、相互に関連しながらバランスよく進められる必要があり、「個別支援」「地域支援」「地域づくり」の全体の動きや相互の関係性を「知ること」「つなぐこと」が必要となります。



個別支援・地域支援・地域づくりと地域マネジメント



（※）明確な線引きはできず、実践の中で個別支援・地域支援・地域づくりが混ざり合いながら取組が進んでいます。

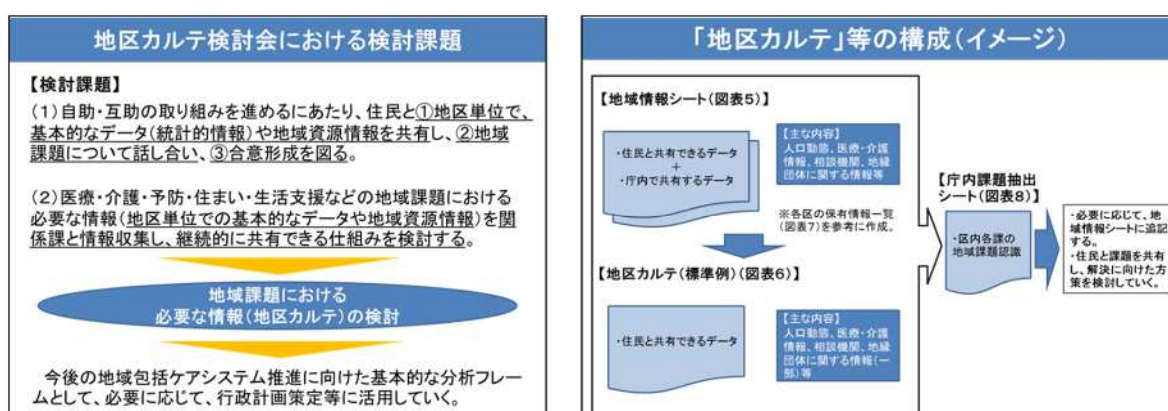
(3) ツールとしての地区カルテ等の役割

各区で運用されている「地区カルテ等」は、地域マネジメントの一連のプロセスのうち、「地域を知る」「ビジョンを共有する」という機能をシステム化し、庁内外の関係者の協働体制を構築することを目指して、平成28年度に検討・整理されたものです。

その際に、次の2点が必要な機能として整理され、「地区カルテ」「地域情報シート」（合わせて「地区カルテ等」と呼ぶ。）として位置付けました。

機能①：地域住民・専門職等とのビジョンの共有【地区カルテの機能として整理】

機能②：庁内の情報の共有【地域情報シートの機能として整理】



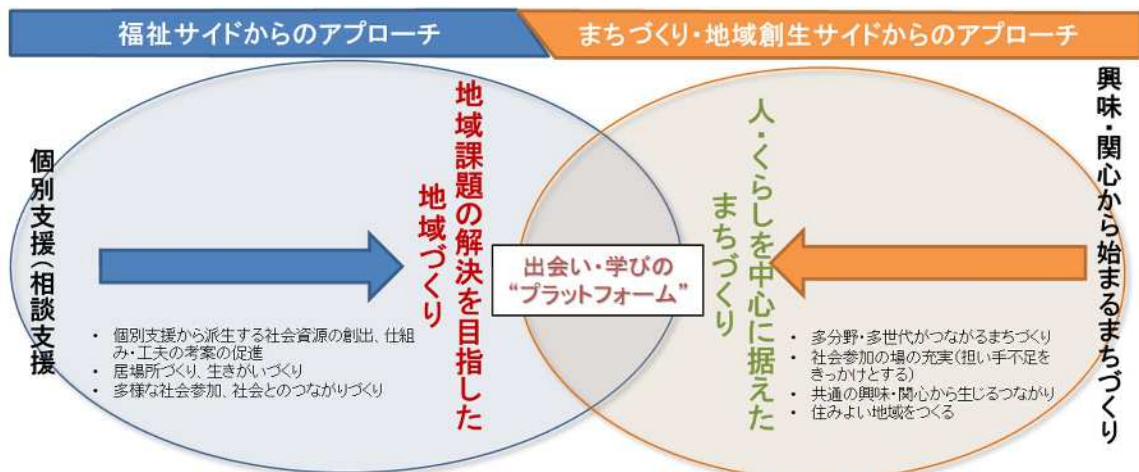
この「地区カルテ等」は、地域マネジメントの推進に向けて、地域の状況をより立体的に把握するため、統計情報（量的データ）と住民の声や担当の気づき（質的データ）を整理し、住民同士が地域の特徴を共有し、課題解決に向けた取組や地域の目指すべき姿の合意形成につなげていくためのツールです。

また、令和2年度に設定した地域ケア圏域に合わせ、各地区共通のデータ等を掲載した「地区カルテ共通フェイスシート」等を作成し、住民の身近な地域への関心を高め、課題の共有・解決につなげていくことを目指すこととしました。

具体的には、地域づくり、地域支援における地域住民や関係機関・団体等へのヒアリングやワークショップ等の話し合いのきっかけとして使用するもので、住民同士が地域の特徴を共有し、課題解決に向けた取組や地域の目指すべき姿の合意形成につなげていくために活用することを目的としています。

(4) 地域への働きかけの視点

地域への働きかけには、「保健福祉の視点からのアプローチ」と「まちづくり・地域コミュニティの視点からのアプローチ」があります。地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりでは、その両面から取り組む必要があります。



図の出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）

5 計画策定・推進のプロセス

（１）計画の評価

川崎市・各区地域福祉計画における進行管理・評価

【進行管理・評価の方法】

地域福祉計画は、本市の地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域福祉をどのように推進すれば、より良い成果が得られるかなど、市民の意識も踏まえて、本市の総合計画実施計画の事務事業の評価を材料として、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において検証を行い、PDCAサイクルによる進行管理・評価を毎年実施します。

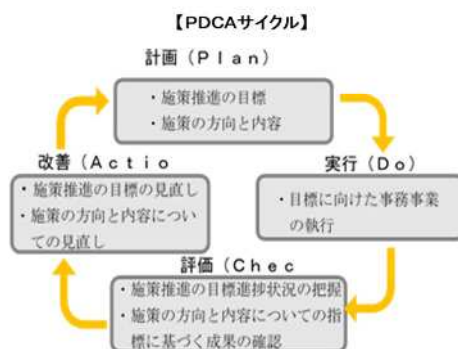
①市計画については、総合計画実施計画の事務事業の評価の実施に合わせ、事務事業の評価の概略を地域福祉計画の評価シートに記載しています。

②また、①を材料として客観的指標としながら、基本目標ごとに定めた（ア）めざす方向、（イ）主観的指標としての市民意識の推移を見比べて、地域福祉専門分科会での議論を経て、取組状況としてのコメントとして、「めざすべき方向性」の進捗を検証します。

③各区の計画については、主な取組を中心に、各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の実施状況の点検を実施します。

※なお、計画に、地域で行われている活動を掲載している場合には、活動自体ではなく、行政としてどのように支援が図られたかを評価することとします。

④さらに、市計画と区計画を合わせて、（ア）基本理念、（イ）主観的指標に対する達成度について、総評として、地域福祉専門分科会での議論を経て、まとめます。



参考資料

○川崎市自治基本条例

平成 16 年 12 月 22 日条例第 60 号

川崎市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民(第6条～第9条)

第2節 議会(第10条～第12条)

第3節 市長等

第1款 市長等(第13条・第14条)

第2款 行政運営等(第15条～第18条)

第3款 区(第19条～第22条)

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営(第23条～第27条)

第2節 参加及び協働による自治運営(第28条～第32条)

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

第4章 国や他の自治体との関係(第34条)

附則

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第 12 条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第 1 項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第 13 条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第 14 条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第 15 条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることが基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限ります。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第 16 条 市長は、中長期的な展望に立つて、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第 17 条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第 15 条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第 18 条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第 19 条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第 20 条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第 21 条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第 22 条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第 23 条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第 24 条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第 25 条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第 26 条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第 27 条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第 23 条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第 28 条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第 31 条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第 29 条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第 30 条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る

意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。

- 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第 31 条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第 32 条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第 33 条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第 34 条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

- 2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成 17 年4月1日から施行します。

地域包括ケアシステムの構築に向けた川崎市の取組

平成26年4月 「地域包括ケア推進室」の設置

子どもから高齢者まで部局横断的な取組が可能となるように健康福祉局内に設置。

平成27年3月 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の策定

「ご当地システム」として、本市としての基本的な考え方を示した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を関連個別計画の上位概念と位置付け、地域全体で共有し、具体的な行動につなげていく。



平成28年4月 「地域みまもり支援センター」の設置

全ての地域住民を対象として、住民に身近な区役所で「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図るために設置。平成31年4月改正。

【市健康福祉局】<平成30年4月～>
(地域包括ケアシステムの構築)

【地域みまもり支援センター】<平成31年4月～>
(「**個別支援の強化**」と「**地域力の向上**」)

地域包括ケア推進室

ケアシステム担当
地域福祉担当
地域保健担当
専門支援担当

調整・政策検討

地域ケア推進課、地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、保護課、衛生課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当

地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

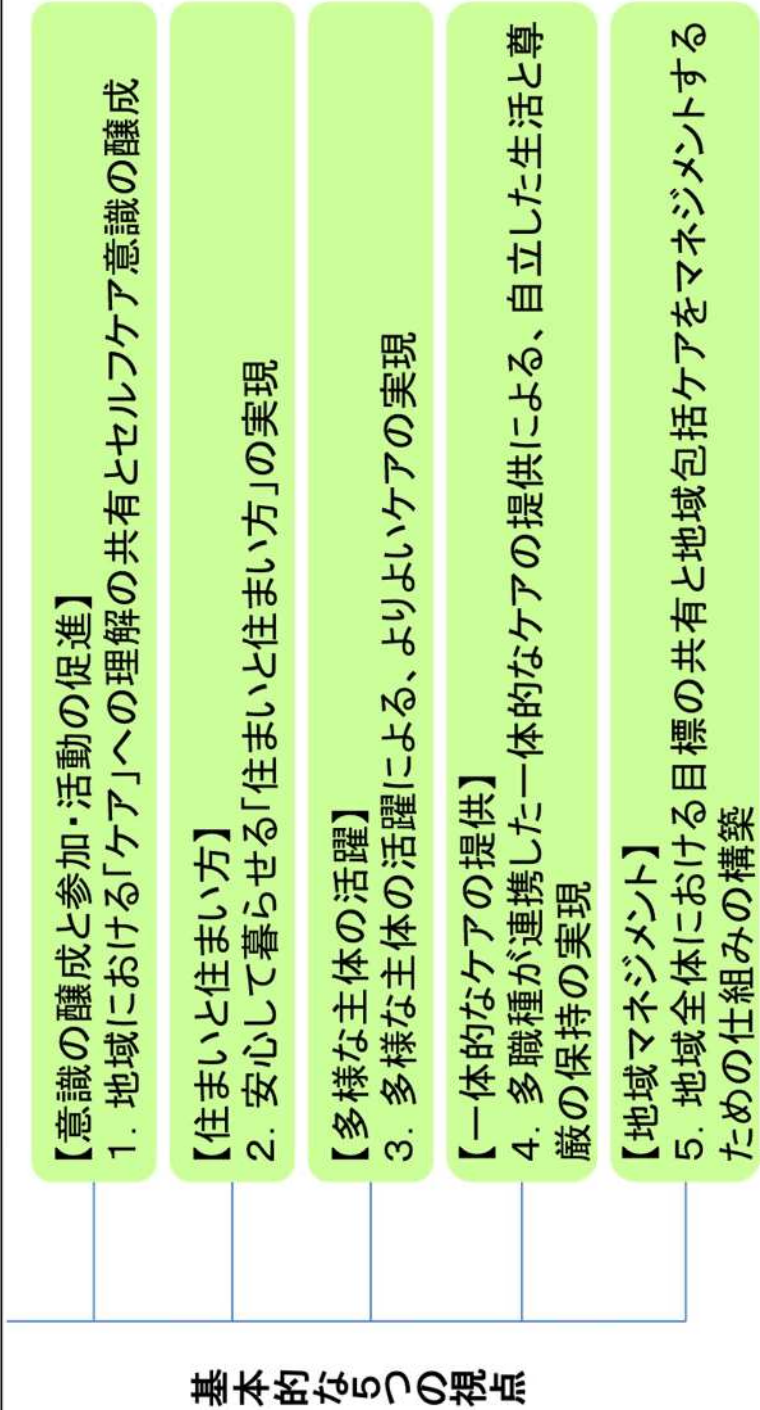
全市を40地区に、担当保健師を配置し、地域のニーズに応じた、きめ細かな対応をめざす。

取組の吸上げ・課題抽出

地域包括ケアシステム推進に向けた取組の視点

一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして

【基本理念】
川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や本人が望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現



コミュニティ・ケアの仕組みづくり(イメージ)



PDCAサイクル

スケジュール

第7期麻生区地域福祉計画 策定スケジュール

令和5年6月

